

令和3年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和3年3月18日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会（開 議）	3月18日午前9時0分宣告（第4日）																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																												
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																												
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																												
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																												
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦
町 長	西 脇 洋 貴																												
副 町 長	植 田 充 彦																												
教 育 長	岡 弘 明																												
会 計 管 理 者	大 辻 孝 司																												
政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀																												
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																												
税 務 課 長	橋 本 雅 至																												
住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																												
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																												
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																												
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																												
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																												
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	大 文 字 睦 美																						
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																												
主 幹	高 橋 恭 世																												
主 査	大 文 字 睦 美																												
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																												

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	4 番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども園、小中学校で電磁波の調査を 2 投票所が遠い地域へ、選挙に参加できるような配慮を 3 「平群町独自で非常事態宣言が出せるように」との半年前の私の提言について、今ではどう考えているか
7	5 番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 来訪者に良い所と感じてもらえる町に 2 ウォーターパーク及び、入浴施設について 3 音響式信号機の設置について
8	10 番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の経過と今後の見通しについて 2 「8050問題」など複合的な課題解決に向けた「重層的支援体制整備事業」について 3 行政のデジタル化の強化・促進について 4 子ども医療費の窓口無料化の拡充を
9	7 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 櫛原山林のメガソーラー建設計画について 2 コロナ禍で生活苦に陥った住民に独自支援を 3 定住・移住促進の一つの提案
10	2 番	長良 俊一	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度の平群町内の学校運営について 2 地籍調査事業について 3 令和3年度における町行政について

令和 3 年 第 3 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 3 年 3 月 1 8 日 (木)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日、5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号4番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君の一般質問は選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の川西総務防災課長より答弁があるということで、御理解のほどよろしくお願いいたします。それでは、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○4 番

おはようございます。議席番号4番の井戸太郎でございます。本日は議長の要請により、コロナウイルス対策により健康保険課が大変な状況ということなので、そこに関連する一般質問に関しては遠慮させていただき、大きく3点について、通告に基づきまして質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

大きく1点目、こども園、小中学校での電磁波の調査を。

昨年の12月議会において、大規模ソーラーに関する請願書を16人の方が出され、町へ提出の署名人数は3,000人を超えました。大規模ソーラー建設の影響で、平群町の住民も電磁波に対する健康被害について注目するようになりました。自治会や子ども会、長寿会など、あらゆるところで電磁波が話題に上がっています。特に小さい子どものいる家庭の保護者の方々は、電磁波からの健康被害を心配されています。こども園、小中学校は学童保育を含め、子どもの滞在時間が長いです。実際に、私のところへ保護者の方々から心配だという内容の相談も多く来ています。そこで保護者の方々の心配を踏まえ、まず現状を把握するという観点から、こども園、小学校、中学校の主要な場所で電

磁波がどのくらい発生しているのかを調査し公表するべきと考えるが、いかがでしょうか。

大きく2点目でございます。

参政権、政治に参加する権利でございますが、日本国民全員に与えられた権利です。日本国憲法の前文において、3大原則、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義とされているうちの一つ、国民主権の根本となるのが参政権です。憲法の中でも最も重要な権利に属するわけです。しかしながら、その権利が既に侵されていると考えます。特に平群町においては高齢化率も高く、きつい坂も多いです。投票所に行けない方が増えています。その上、平群町は投票所に行く主な交通手段である運転免許証の返納を住民に促しています。

そこでお聞きしたいと思います。

1、過去3回の平群町議会議員選挙において1,000票以上獲得した候補者の出身自治会に投票所のある割合はどのくらいでしょうか。あくまでも1,000票というのは基準で、特に意味はないんですが、私からすれば雲の上の票数ということで、1,000票を上げさせていただきました。

2、過去3回の平群町議会議員選挙において、落選した候補者の出身自治会に投票所がある割合は。

3、過去3回の県議会議員選挙での地域別高齢化率と投票率の推移及び相関関係は。

4、過去3回の国会議員選挙での地域別高齢化率と投票率の推移及び相関関係は。全て投票所の位置等のことを聞いております。

5、これらのデータを見て、選挙管理委員会の見解をお伺いします。

6、さらに年々高齢化し、投票所に行けない方々が増加すると考えられますが、その対策はどのように考えられるでしょうか。

以上でございます。

大きく三つ目、平群町独自で非常事態宣言が出せるようにとの半年前の私の提言について、今ではどう考えてるのでしょうか。

令和2年9月議会の一般質問において、いざという時のために平群町独自で非常事態宣言を出せるように準備をしておくべきと私は提案しました。しかしながら、その必要はないとの答弁がありました。この半年間で、新型コロナウイルスの第3波が押し寄せ、国は緊急事態宣言を発出するに至っています。この間、地域性や経済的ダメージ、感染症対策など様々な議論がされました。そのような中においても、平群町内に危機感を持っていない方もかなりおられました。大人数での食事会なども見受けられました。私は平群町独自で非常事態宣言を出すべきであったと考えています。また、統計データの側面から見

ますと、平群町は平日昼間の人口減少率が奈良県下でもトップです。ということは、それだけ多くの方が平群町の外に働きに出ています。そして、この件について資料がございます。

まず、奈良県の県外就業率でございますが、これは総務省統計局（平成27年度国勢調査）において発表されております。平群町は他県、県外の実業就業率、外に働きに出ている率は28.8%で、全国の2位でございます。奈良県自身が47都道府県で2位でございます。その中の県外就業者の割合、今度は市町村別でございます。これも総務省統計局（平成27年度国勢調査）に基づく資料でございますが、県外就業率の割合が1位は生駒市53%です。2位の王寺町は44%、3位は三郷町43%、4位は香芝市41%、そして我が平群町が5位の38%でございます。100人のうち38%が他県へ就業しております。実数でいうと約2,900でございます。普通でありますと、大体5%から10%の間でございます、県外ですね。さらに、この3,000人のうち、どの程度、今回の非常事態宣言が出た地域へ働きに出かけているか、通勤をされているかといいますと、これ、データが少し古いんですが、総務省の国勢調査でございます。約84%が大阪府、京都府が約10%、兵庫県が約2.3%ということで、ここだけで95%を超える。ほぼ3,000人中95%が、今じゃないですね、もう解除されておりますが、緊急事態宣言が出されましたところへ就業されているということでございます。平群町民が他市町村と比較して、全国的に見ても非常に多く働きに出ているということで、感染拡大地域の方との接触も多いと考えられます。

そこでお聞きしたいと思います。

9月議会から6か月の間、新型コロナ流行を経験した今、このような状況を踏まえ、平群町独自の非常事態宣言を出せる準備をしておくべきであったのではないかと考えているのでしょうか。過去のことでございます。この大きな三つ、よろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、井戸議員の1項目めのこども園、小中学校で電磁波の調査をの御質問にお答えをいたします。

保護者の方々の心配を踏まえ、まず現状を把握する観点から、こども園、小学校、中学校の主要な場所で電磁波がどのくらい発生しているのかを調査し、公表すべきとの御質問でございますが、小中学校、こども園の施設には、蛍光灯や空調設備など、施設の稼働に必要な電気を使う器具や設備が多種多様、多

岐にわたり設置をされております。国が公表しています資料では、これらの様々な電気機器から出される電磁波の最大数値は、国が定める電波防護指針の安全基準値である規制値を大きく下回る数値であるとの調査結果が示されており、電磁波と人体の健康への影響については具体的に示されておりません。現在、保護者から健康被害を心配する声は教育委員会に届いておりませんが、実際にどれぐらいの磁界の数値が出るのか知っておくことも必要だと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

前向きな答弁ありがとうございます。本当に自分を知るということは、全てにおいて大切でございますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思っております。実際に数値が安全という国の発表も分かるんですが、何でもそうですよね、小学校とかでも理科室の存在意義と言ったら大げさですけども、なぜ理科室があるかという、教科書で学ぶんじゃなくて自分たちで学ぶ、自分たちで実験してそれをつかむという、そういう意味もありまして、先生方も知っとくべきじゃないかと。それも一つの研修じゃないのかなと思います。もちろん低い数値が出て安心ということもありますし、実際に心配されてる方が、教育委員会には届いてないということで、その辺ですら、測るということであれば、測定場所に関しても保護者の意見を全員から聞くわけにいかなので、例えば子ども会ですとかPTAですとか、そういうところに簡単でも結構ですので、意見を聞いて参考にするほうが私はいいのかなと思っております。測る方もきちんと信用の置ける方がいいのかなと、先生であったり、職員であったり。昨今ね、あえて申しませんが、いろんなところで不安が起こってますので、そういう意味では、測定者自身も信用のある方をよろしく願いいたします。

ちょっとこれは教育委員会と外れるんですが、関連としてですね、せっかくですから。ちょっと担当課も変わりますかね、昨日の答弁でもちらっと測定は構わないという感じだったので、もう一つだけ要望を。これはすぐにお答えは頂かなくていいんですけども、前向きにさえ検討していただければというのが、例えばですけど、自治会とか子ども会がここを測定してほしいという要望があればですね、小学校外になってしまいますけども、そういうときは真摯に対応してほしいなという気持ちでございます。できたら前向きに検討していただければどうかを答弁いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、井戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。ちょっと補足的な御質問ということで、私のほうから御答弁申し上げたく存じます。

自治会であるとか子ども会であるとかという団体さんのほうから、地域の電磁波の測定の依頼ということでございます。よく言われますのが、電気事業者が例えば自社の送電線であるとか電気設備等でいろいろ御懸念されてる住民の方、これは平群町だけではないと思います、ほんまに日本全国でということで。そういう部分で、これは電気事業者のほうに確認をしたんですけども、そういうふうな御懸念を頂いてる方については、直接、電気事業者のほうに申し出ていただいたら測るようなやり方もあると。これも発電事業者の管轄でございしますが、そういうこともやっておると。ただ、それに属さないようなもの、例えばそれぞれの施設で独自に設けられてるか、それぞれの地域で独自に設けられてるような、電気事業者さんが絡んでこないような施設というのがあると存じます。そういう部分で、何か測定をという部分の御要望がございましたら、今は電磁波の問題というのは、非常にここ数か月で取り沙汰されておる大きな問題でございしますので、何らかの形で対応できるようにまず考えていきたいと思っております。

ただ、先ほどおっしゃっていただいた、測る人間という部分なんですけども、正直、町の職員であったり、また教職員がというふうなことで、先ほどおっしゃっていただきました。電磁波の測定ということで、一定のマニュアルは我々も知識としては知ってるわけですが、仮にですけども、我々が機材をお借りして測りに行ったその数字というのが住民の方が御信用いただけるのかどうか、懸念というのは少し持つておるところですけども、そういうことも含めて、一度測っていただいたらというふうな御要望があるようでしたら、それは検討はしてまいりたいと考えております。

○議長

井戸君。

○4番

ありがとうございます。今回、珍しいぐらいに、ほぼ100点の回答を頂きまして、私としては満足しております。ぜひとも教育委員会を含め、もちろん現場に御負担をかけるので、私自身が測りに行ってもいいぐらいなんですけど、もちろんよければ立ち合わせていただきます。どうしてもそれ以外になってきますとね、ちょっと通告がずれますからあれですが、やっぱり信用のある方に測っていただいたほうが住民さんの不安は拭えるのかなと思って、そう言わせ

ていただきました。ありがとうございます。また、皆さんも御存じと思いますが、一番電力量が多いときは夏でございますので、そのときの数値が気になりますので、そこを中心に測っていただいたほうが上下ですね、冬じゃなく春、秋が少なめなので、どちらも測ったほうがきちっとした数値が出るのかなと。高いときと低いときと、そうあれば客観性も高まるのかなと思っております。ぜひともこの件をよろしくお願いいたします。この件は結構でございます。次をお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは大きな2点目、投票所が遠い地域への選挙に参加できるような配慮ということで、お答えさせていただきます。冒頭、議長からありましたように、選挙管理委員長からの委任を受けておりますので、御了解のほうをお願いいたします。

その中で六つ質問を頂いておまして、まず1点目の御質問にお答えさせていただきます。

1, 000票以上獲得した候補者につきましては、平成23年執行時が2名、平成27年が3名、平成31年が4名おられました。候補者の出身自治会に投票所がある割合は、どの選挙におきましても100%であります。

続きまして、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

落選した候補者につきましては、平成23年執行時の選挙が4名、平成27年が2名、平成31年が2名おられました。候補者の出身自治会に投票所がある割合につきましては、平成23年、27年執行時の選挙がそれぞれ50%、31年がゼロ%という状況でございます。

続きまして、3点目から5点目の御質問につきましては、併せてお答えさせていただきます。また、地域別投票率を算出していないことから、町全体の高齢化率と投票率の推移及び相関関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。高齢化率につきましては、平成23年度末が28.3%、令和3年2月末現在が37.7%、対比しますと10年間で9.4%高齢化が進んだということになります。

続きまして、県議会議員選挙の投票率につきましては、平成23年が57.57%、27年が57.0%、31年が56.17%と、ほぼ横ばいの状況でございます。

続きまして、衆議院議員選挙につきましては、平成24年が69.63%、26年が62.84%、29年が62.45%と推移しており、平成26年に

減少しているものの、ほぼ横ばいの状況というふうになっております。

最後に参議院議員選挙につきましては、平成25年が62.03%、28年が63.43%、令和元年が56.24%でやや減少しているという状況でございます。

これらのデータに基づく選挙管理委員会の見解ですが、過去10年間の高齢化率と、各選挙におけます投票率を対比しますと、高齢化率の増加と投票率の減少は必ずしも大きく比例をしているというものではなく、高齢化率の増加のみが投票率の減少に起因しているというものではないと分析しているというところでございます。投票率の向上の具体的な取組としまして、次回の選挙より投票所が変更になる有権者が多数おられるということから、新たな投票所での投票や場所、期日前投票での投票など、広報紙やホームページによる周知のほか、投票所が変更となる大字・自治会の協力を得ながら事前に周知するなど、投票率の向上に向けた対応策の必要性について常に認識をしており、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、6点目の御質問にお答えさせていただきます。

期日前投票所の投票率が向上していることから、期日前投票所での投票について周知してまいりたいというふうに考えております。期日前投票につきましては、平日も投票できるということですので、コミュニティバスや、例えば福祉タクシーなどの移動手段ですね、こういったことも活用した投票についても併せてPRをし、より投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○4 番

1、2は町議会議員選挙で、私たちに一番近いんですけど、1,000票以上は100%ということで、数が少ないので、あくまでも参考程度なんですけども。過去2回も振り返ってみますと、パーセンテージ、投票率いろいろから見ますと、私的にはやはり差が出てるのかなと。やはり投票所が近い地域は投票しやすいという可能性が強いのかなと思っております。これはあくまでも、様々な解釈がございます。小さい3と4の県議会、国会議員の投票は、地域別が一番知りたかったんでございますが、地域別が出てないということなので、ちょっと高齢化率と投票率の推移が関係していないという、今答弁を頂きました。これ、でも、ちゃんと本当に選挙管理委員会の方は考えられたのかなと。単純に考えて、うーんというところがございます。本来ならば、再質問もち

ろん考えてるんでございますが、そもそも委任され、代理されてる課長がここにいてというふうになってくるとですね、再質問にお答えいただくのも限界がそもそもあるんじゃないかと。私としては、これはどうしたものかって。ここで私が質問しても、選挙管理委員会の方々の意見がテレパシーで通じるわけでもないですし、ちょっとこれ、課長にも答えにくいのかなと思っております。ですから、きっちり持ち帰ってですね、その辺で6人の委員の方々に対しても私の意見を伝えていただきたいんですけども、やはりもう少しきっちり調査してほしいんです。常識で考えてもというか、周りの方はどんどん行けなくなってますよね、投票所。自治会に投票所がない方が一番ですね。自治会内に投票所があっても、遠かったら行けないんですけども、自治会内にない方は余計に遠いと。

私は今、坂でというのを最初に説明いたしましたけど、平たんなところでも、遠かったら行けないという方を聞いております。例えば、下垣内ですと吉新まで行けないとか聞いております。さらに、若葉台、椿台ももちろんそうでございますけども、緑ヶ丘は自治会内でも坂がきつくて北小学校まで行けないとか、そういう意味では菊美台もそうなんですけどね、坂がきつ過ぎて投票所まで行けないという方も聞きます、場所によってはですけどね。一番多いのがやはり北部地域、南部地域もそうですね、竜田川団地も坂がきついですし、そういう意味では本当に個別にすると物すごい厳しいなど。1キロ以上離れていて、さらに高低差が100メートル、50メートルありますと、ほぼ行けないと。私が知ってる限りでも一番遠い部類に入る若葉台の、例えば3丁目でありますと1.7キロの坂を上って下りて、かしのき荘まで行かなければいけません。そういう意味で椿台もそうですね、私が今聞いている範囲です。私もちょっとこれから調査を行っているところなんでございますけれども、今、現時点で知ってる段階で言いますと、とある長寿会では9割の方がかしのき荘、役場へ行けない。これはある長寿会に聞きました。あるサロンのところに聞きますと、北小地域ですから、北小なんですけども、そもそもその自治会の自治会館へも行けない方が半数ほどおられます。数でいきますと、すごい数なんです。ですから、根本的な問題はあるんですけどもね、ただ遠いというだけで本当に参政権を取り上げられてしまってる状態。これは行政が悪いのかっていうわけではないんですけども、まあ地形が悪いんです。ですが、それをひっくるめて行政も手を差し伸べていかなければいけないのかなと思っております。そのようにですね、今の調査って本当にしたのかなって、考えたのかなって考えると、高齢化率と関係ないって本当ですかってなります。

私の再質問としてはですね、もう要望ですね。やはりもう1回きっちり調

査をしていただきたい。聞き取り調査でも何でも結構でございます。取りあえず、その調査をきっちりといいますか、簡単にでも分かってくるから、そこをまず答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まずは、きっちりと再度聞き取りなどの調査をしていただきたいという再質問を頂きました。私も委任を受けておりますので、そういった要望、質問があるということで、選挙管理委員会のほうに持ち帰って伝えさせていただきたいと思います。

○議長

井戸君。

○4番

ありがとうございます。本当に選挙管理委員会の方も大変ですけれども、これ、私が今回強く言わせていただいたのは、選挙管理委員会の考えとかそういう姿勢とかによって、当選議員も変わってくるおそれがあるんですよね。過去、簡単に見ましても、町議選、町長選もそうですよね、24票差ということがございました。県議選も二十何票差もございました。町議選に及んでは1桁ですよ。5票差で当選人がひっくり返るとなってくると、自分たちが選んだという方が通るか通らないかも、その方々にかかってくるわけです。そもそも参政権がないとですね、自分たちが選んだという気持ちにもならないんですよ。やっぱり選べないという自身、住民の方からすればですね、私たちは行けなかったのになってしまったらですね、これはまた、それはそれで私たちが否認されるのかどうかも心配になってきますし、そういう意味におきましても本当によろしく申し上げます。

選挙管理委員会の考え方によってですね、先ほど言いました投票所がどうしたらいいとか言っていました。これ、本当に危険な考え方につながりかねないのでね、もう全く私の見解と違うのは、期日前投票で伸びている。それは行ける人です。期日前投票は役場に行ける人です。役場に行ける人ってどこにいらっしゃるかっていうことなんですよね。行ってますよ、もちろん、ありがたいという声も聞いております、いつでも行けるから。それは行ける、行けないを判断できる人です。でも、そもそも行けない人は行けないんです。

郵便投票ということもあるんですけど、ポストがないです。ですから、ポストまで行けないという方も多いんです。平群町内のポストの数なんて本当に少ないですから。そういう意味では、ぜひとも認識いただいて前向きに検討して

いただくようよろしくお願いいたします。この件に関してはもう答弁は頂いても仕方がございませんので、結構でございます。ぜひともこの中身を精査していただいでですね、よろしくお願いいたします。この件は以上です。次をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

井戸議員の大きな3点目の質問に答えさせていただきたいと思います。

平群町で独自で非常事態宣言を出せるようにとの半年前の提言について、今どう考えてるかということでございます。

昨年9月の議会での御質問にお答えさせていただきましたとおりなんですけれども、現在におきましても、町独自で非常事態宣言を発出してまで平群町民だけに暮らしの制約をかける必要性はないものという考えには変わりはありません。より一層、感染拡大防止、感染症予防の周知啓発について、その必要性を強く感じているところでございます。議員御指摘のように、住民の皆さんの気の緩みや油断による感染症の拡大が引き起こされることのないよう、住民全体が常に危機感を強く感じていただき、十分な感染症予防対策に御協力を賜りますよう、引き続き周知啓発の徹底に尽力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

ちょっと悲しい答弁でございます。奈良県発表の感染者数も正直信用できない部分もございます。これは奈良県が悪いかではなくてですね、PCR検査で実際に疑わしい方ができていない状況がございます、難しい。それは保健所が悪いわけでもなくですね、保健所の職員も手いっぱいなんですよね。これ、限界でございます。測らないということは数値が出てこないということなので、それは住民さんも強く感じておられます。実際に断られた方が多くおられます。ということでですね、さらに濃厚接触者の定義があんまり公にされてないですけども、定義がかなり狭くなってます。濃厚接触者の定義が狭くなって、ほんで濃厚接触者は追わなくなってます。それだけで東京都なんてば一んと半分ぐらいに減りましたから。さらに4分の1、5分の1になったのは、もちろん住民の皆さんのおかげでございます。

ただですね、私が先ほどの質問で取り上げましたように、データ的に見ても

奈良県という特殊な事情、さらに平群町という特殊な事情、3,000人の9割、2,700人。データが変わってますので、今は2,500人ぐらいかもしれないですけど、その方々が常に行ったり来たりしてる状況で、市中感染ですね。特に尾身会長ですか、つい最近もおっしゃられましたね、「どこか見えないうところから起きてる」と。事実上、打つ手がないという状態でございます。これは裏を返せば市中感染ということなんですけども、市中感染が平群でも起こりかねないと。考え方的には、その啓発、危機感という意味では、課長のおっしゃるようになってるんですよ。私が言ってるのも、緊急事態宣言で別に行動を制限しようという気じゃないんですよ。だって、そもそも罰則なんかはつくりようがないですし、あくまでもそういう意気込み。だから、要は危機感を啓発するために緊急事態宣言という形をつくるわけです。これによってですね、皆さんがさらに危機感とそういう会食をしないように促す。私が半年前に主張したのも同じだと思います。あくまでも、啓発と危機感ですね。罰則は条例上限界がございまして、そんなのはできません。はっきり申し上げて、平群町ができるような補助ももちろん予算上もございませぬし、だから気持ちとやり方の問題なんですよ。そういう意味では、ちょっと今の感じですよ、課長の啓発とかが大事というのは分かるんですけども、逆に非常事態宣言が必要ないという理由ですね。準備ですよ、あくまでも。出せと言うてるわけじゃなくて、準備をしとくべきではないかと。次に第4波が来る可能性が出てまいりましたよね。そういう中では必要がない理由、これをちょっとまずお聞きします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

必要がないという、そもそも非常事態宣言がどういったものかということから確認していかないと、なかなか答弁は難しいかなと思っておるんですけども、非常事態宣言ではございませぬけども、平群町におきましても公共施設ですか、こういったところにも一部使用の制限をしたりしております。これが一つの非常事態宣言と似たようなものかなというふうにも考えております。そういったこともやっておりますので、一般的に飲食店は時短営業だとか、こういったことまでする必要があるのかなというふうに、私はちょっと思っているところがございます。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

これはもう1回、私の一般質問を読み返していただきたいんですけども、私が言っている非常事態宣言に関しては、そこまでは求めておりません。ですから、もう一度考え直してほしいと思います。私が言っている非常事態宣言は平群町のレベルでできる程度の宣言でございますので、あくまでも啓発と危機感の問題でございます。公共施設の管理に関しては、若干あの時期にしたら緩和し過ぎたのかなという気はします、私からすればですけどね。そういう意味です、もう一度お考えいただきたいんです。でなければ、今のままですと、あんまり啓発と危機感が、実際にそういう事例を私も見てますので、そんなに届いてないのではないかと思います。

このままでいきますと、第4波が来ててもですね、ほんま自分で何とかしなさいという感じになるんですよね。やはりここは町もリーダーシップを取って、県とは違います、県とは地域性も違います。今こそ地方自治ですよ。細かい地方自治の考え方でいけば、平群町独自の権限を生かしてリーダーシップを取って当たるべきではないかと考えますが、再度前向きに検討ですね、当初は非常事態宣言の意味合いが、私の思ってることとちょっと課長とが食い違っておりましたので、今一致したと思いますので、それを踏まえて準備をされる、これもあくまでもすぐに答えられないと思いますので、せめて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今後ですね、また第4波が来るかは分からないということでございます。議員おっしゃるとおり、町がリーダーシップを取ってこういった対策をしていくというのは、これは当然なことだというふうに認識しておりますので、これから新型コロナのワクチン接種が始まっていきます。これについても、住民の皆様いきなりと受けていただけるような体制も整えていかな駄目だというふうにも考えております。そういう啓発も含めて、「啓発、啓発」という言葉をよく使いますが、議員にしたら非常事態宣言ということと近いような形になるかもわかりませんが、もちろんリーダーシップを取って啓発に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長

井戸君。

○4番

私としては非常事態宣言という言葉、これ、言葉も大事なんです。それで今あえて、こういうのを使うべきではないかと。県は出しません、お金がないで

すから。やっぱりお金を伴う非常事態宣言は出せないんです。気持ちも分かります。あんなにお金をばらまいてしまうとですね、もちません。ですから、今回も解除を急いでると思うんですけども。逆に出しやすいんですよ、平群町の場合は、補助がなければ。言葉尻の問題ですけど、言葉って物すごく大切だと思います。単純に自粛してくださいよというんじゃなくて、平群町は緊急事態宣言を出しました、皆さん、何とか我慢してくださいねというのが重要だと思ってるだけで、そこはちょっと今、答弁漏れですね。非常事態宣言という文言に基づいてできることを再度検討していただきたい、検討ですよ、あくまでも。決定じゃなくて検討をしていただきたいというのをお願いして、その答えを頂いてませんので、ぜひともそこをよろしくお願いいたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

非常事態宣言の言葉ということをおっしゃられまして、その言葉について中身も含めてどういうふうにするのか、言葉も含めて検討させていただきます。

○議 長

井戸君。

○4 番

ありがとうございます。こういう検討というか、そういう言葉は本当に人を動かしますので、ぜひともよろしくお願いいたします。平群町の地域性、平群町の住民を守るためでございます。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

9時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時41分)

再 開 (午前 9時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号7番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○ 5 番

稲月敏子です。皆さん、おはようございます。先般、3点にわたって通告をさせていただいております。

まず1点目、来訪者によいところとじてもらえる町に。

コロナ禍の下で、身近な場所でアウトドアにいそしむ人が増えております。町内の家族の方々、また近隣からの来訪者は今少なくありません。若い世帯や高齢者の方々も健康づくり、またレクリエーションとしてハイキングやウォーキングが手軽にできるように山の整備が求められています。

1、矢田山、松尾山から白石畑を通過して、三里の叶堂へ下りてくるハイキングコースは、以前は松尾参りの参拝道としてにぎわっていたと聞いております。平群駅の看板にも松尾山へ何キロというような表示もございます。特に初うまの日には大変なにぎわいがあったというようなことも古老から聞いております。しかし、今は倒木、そしてササやぶなどで大変荒れて、歩くのに苦労があると、ハイカーの間では大変有名になっていたというように聞きます。大変残念な状況ではないでしょうか。以前は、三里大字で草刈りなど、毎年きちっと整備をされていたと聞いておりますが、今は住民の高齢化などで手に負えなくなっています。放置しておくのは、平群町の恥ではないでしょうか。ここ数か月前に、マウンテンバイクの愛好者のグループの方たちが整備をしてくれているというような、こういった情報もございました。山の愛好家やボランティアの皆さん方のお力を借りて、気持ちよく歩ける道にしたいものと考えます。私も先日、この道を歩いてまいりました。歩くにはとにかく歩けるといふ状況にはなっておりました。ササも刈られていましたし、朽ちた竹などはどけられておりました。このような整備をしてくれる人たちのお力を借りる、こういったことも考えながら、計画的な整備を考えていただきたいというふうに思います。主なハイキング道の整備の状況と今後の計画をお聞かせください。

二つ目、ハイカー、ウォーカーなども使用可能な自治会の管理施設、また寺社等管理トイレの掲示の協力について、私は昨年3月議会で質問をさせていただいて、協力の要請をすとの御答弁を頂いております。これまでにどのように対応していただいたのか、いつまでにできるのか、状況をお聞かせください。

大きく二つ目です。ウォーターパーク及び入浴施設について。

①緊急財政健全化計画の素案に、公営施設の廃止案が上がっておりました。これらの施設は、この二つについては住民の強い要望の下に設置が過去にされました。老朽化に伴い、改修費用がかさむということで廃止という方向が出されていますが、住民が使う施設設備であり、一方的に廃止という結論を出すことは大間違いであると考えます。住民、利用者の意見もよく聞き、慎重に判断

をするべきと考えますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

ウォーターパーク再開を待ち望む家族の声を多く聞いております。また、かしのき荘の入浴施設は高齢者の健康の維持、また安全面からも大きな役割を果たして、利用者から「廃止しないで」の声が多く寄せられております。特にウォーターパークについては、全員協議会の中でも資料を出していただいておりますので、特にかしのき荘の昨年、一昨年の利用者数、1年間の月平均、1日平均といった形で、特に光熱費、修理費などの経費、それとか人的配置の内容についてお伺いをいたします。

2点目、今後の対策については、住民の意見を聞いた結果で幾つかの案を当局として持ち、対処をしていくことを求めます。町当局の見解をお尋ねをいたします。

大きく三つ目です。音響式信号機の設置について。

視覚障害を持った方が安全に道路の横断ができ、自立した生活が保障できるよう、必要な信号機（当面イオンビッグの前、それと吉新交差点）に音響式信号機の設置がされるよう警察に強く要望していただき、早期の実現を望みます。これについては、設置の見通しをお伺いをいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、稲月議員の一つ目の来訪者によいと感じてもらえる町にの1点目の主なハイキング道の整備の状況についての御質問にお答えいたします。

現在、平群町では歴史・文化資産のポイントを巡るハイキングルートとして、東西南北に4コースを設定しており、ハイキングルートの案内、誘導サインも、このルートに基づいて配置しております。舗装整備されている町道や県道以外の里道や山の中の未舗装ルートにつきましては、地元や関係団体と委託契約を結び、草刈りや倒木撤去等の管理をお願いしております。具体的には、北部コース内の鳴川ハイキング道を鳴川観光協会に、櫛原ハイキング道を櫛原大字に委託、中部コース内の信貴生駒スカイラインと併走している十三峠から高安山までの生駒縦走線歩道は奈良県が管理、南部コース内の椿井春日神社横から椿井城跡の山頂までの椿井散策道を椿井城跡整備管理組合へ委託しております。また、信貴山城址については、信貴山城址保全研究会がボランティアとの清掃活動を通じて実施していただいております。これら以外にもクリーンアップキャンペーン実施時には、町職員でハイキングルートを踏査し、定期的なごみ拾いや倒木の撤去、登城道の修繕、注意看板の設置を行っているところです。

また、議員が言われている三里からの松尾山参りのコースにつきましては、昭和51年の安明寺叶堂の焼失以降は、松尾寺からの管理もされておらず、三里地域の生活道路でもなくなっておりますので、現状としてはイノシシなどにも荒らされているため、矢田丘陵側からのイノシシの侵入を防ぐための防護柵が設置されており、参拝道の入り口も塞がれている状況にあります。

なお、松尾寺へのハイキングルートにつきましては、平成12年度から13年度に整備を実施した近畿自然歩道の中の矢田丘陵を超えるみちコースが存在し、地元平等寺自治会が毎年2回の環境愛護デーに合わせて、草刈りや倒木の管理をされていることから、こちらのコースを利用されるハイカーが多い状況であります。今後も行政が地元や団体等と現在の連携を継続しながら、町が設定しているハイキングコースを優先的に気持ちよく歩けるハイキング道の管理に努めてまいりたいと考えております。

続いて、二つ目のハイカーが利用可能な自治会管理施設や寺社等管理トイレの案内掲示の協力についての御質問にお答えいたします。

参拝客のために常時トイレを開放されている寺社に対し、トイレ案内看板の設置についてお問合せを行ったところ、一般のハイカーの使用は許容されていますが、案内看板の設置やトイレとしての場所の掲示については、今以上に積極的に不特定多数のハイカーを誘導するということは新型コロナウイルス感染症対策も併せて、維持管理の負担が増大することになるため困難との回答を頂いております。また、自治会管理施設ということに関しては、主に集会所施設であるため、防犯上、常時の開放はできないものと判断してるところです。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。指定されたハイキング道については、年に何回かのきちっとした整備をしているというふうにおっしゃっていただいて、その点では一定安心をしてるところですけれども、やはり旧の松尾道と言うたらいいんですかね。今はあんまり実際使われてないというのが現状で、地域のほうも今は手がつけられないという状況にあるというのも私も聞いております。しかしながら、非常に歴史のある道やというふうに私は思います。昔からの道標というか、自然石を使った松尾道という標識なども残されておりますし、なかなか大きな巨石があったり、面白い道やというふうに、先日も歩いてみて思いました。昔は白石畑の子どもさんが通学をしていたし、何か昔、初うまの日には叶堂が焼ける前ですね、以前はお店も出たというようなね、にぎわいがあったと

というようなこともお話を聞いているわけで、そのようなことをどこにお店があったのかなんて考えながらね、歴史を振り返るといふか、昔のことも想像しながらの散策ができる、そんな道ではないかなといふふうなことも思っています。そこら辺で、今は松尾山から下りてくるのは、平等寺のほうを通る道を主に設定されてるようですけども、しかしながら、ここへ矢田のほうから下りてくる人たちというのはいてはるわけでね、この近々は非常にきれいになって、取りあえず歩けるような状態にはなっているといふのがあるんですけども、これを最低限維持してほしいといふふうに私は思うんです。下りてきて、そんな通られへん道になってたらね、非常にショックやし、何という町やといふふうに印象としてはなってしまうんでね、そういうイメージを与えていくといふのはよくないことやし、山のほうに足を運んでいこうかといふね、こういった住民の皆さん、それから来訪者の皆さんの気持ちをそいでしまうことで、非常に印象が悪いものにしていくといふことでは避けるべきやといふふうに思います。ここをきれいに実際してくれはった人たち、お名前とかその辺がはっきり分からないんですけども、生駒のほうのマウンテンバイクの愛好者の方たちが、かなりの力を入れてやってくれはったといふふうに聞いております。この辺のことも、いろいろアンテナを巡らしながらね、いろんな方たちの手も借りながら、力も借りながら、今はいろんなところの自治会とか団体なんかと契約も結びながら、委託契約もされながら整備をしていただいているといふような状況もお伺いしましたのでね、また今後広げていっていただきたい。印象のよい平群町といふことでね、観光にとっても非常に大きな効果があるのではないかといふふうに思いますので、その辺はぜひ今後の検討課題にしていいただきたいなといふふうに思います。

それと、トイレの件なんですけど、先日、ボランティアガイドの皆さんと議会議員の懇談会をしました。その中で、ボランティアガイドの皆さんは本当に熱心に平群の歴史、それからいろんな名勝などを案内をしてくださって、心底から平群のことを愛しておられるなっていう感じを私たちは受けました。そして、やっぱり来ていただく方たちに、本当によかったなと思ってもらえるような1日であるよといふ思いで、いろいろ勉強もされて案内をしてくださっている、本当に奇特な方たちだといふふうに私も感激をしたわけですけども、その話の中で出てきたんです。どうなってるよといふことでね、私が質問したといふことをよく覚えてくださって、その後、これは実際どうなったのかといふのをぜひ確かめていただきたいといふふうにおっしゃっていただきました。私も自分がここはどうやといふふうに思ってたところについては見に行ったりしてたんですけど、全然案内板がつけられてるよといふのを見ることはできなかったん

でね、これは聞いてみなあかんなどということで質問をさせてもらったところです。やっぱりトイレというのは非常に大事なところで、せっかく見学をしても、途中でのトイレの使用というのは出てくると思うんでね、安心してトイレを使用できる、そんなふうにとくさんの公衆のトイレを造るべきやというふうに思いますけど、今の財政状況の中でそれを求めるのは無理だというふうに思いますので、今ある施設について使ってくれていいよとおっしゃっていただいている施設についてのみでもね、そんな大きな看板をつけてどうぞどうぞ来てくださいというふうにしなくてもね、小さな看板でもいいです。そこはあくまでも、その地域の人たちが使われる施設であり、また寺社であるということですね、使う人たちはその配慮しながら使用すべきやというふうにも思います。汚してもいけないし、後はきちっとしてほしいし、その辺の遠慮もしながらね、みんなが安心して使えるような、そういう看板の設置、大々的なものを求めるわけではなくて、使っていいよというのだけが分かるような、そんな設置を私は求めてきたつもりですのでね、その辺の配慮の方法なども、できたら書いてほしい。感謝の気持ちも持って使ってほしいということも明記してほしいなというふうに思っております。その辺でいかがでしょうか。

○議長

稲月議員、申し訳ないですけども、答弁に対するもう一度の質問ということで簡潔に。理事者側も簡潔にお願いいたします。観光産業課長。

○観光産業課長

先ほどの松尾山参りの道ということで、議員も言っていたとおり、財政が逼迫している中、極力予算を切り詰めてる状況の中です。もう既に利用されなくなったというようなルートでございます。また、これに代わるルートが今整備されていってるということもあります。また、生活様式がいろいろ変わって、時代とともに道路については新たに車が通れるような道路も整備されてきてですね、こういった山道については、生活道路としての役割は一定終わってるというようなところがたくさん町内にもあるわけです。ただし、議員が言われてるように、新たなハイキングルートの掘り起こしというようなことで位置づけるのであれば、今後そういった松尾山参りのルート等もですね、今後可能であればルートの設定という選択肢もあるかなというふうには思いますが、今現在マウンテンバイクで利用されてるというようなことをおっしゃっておられました。そういうことでいうと、ハイキングといいますか、ウォーカーといいますか、そのマウンテンバイクの利用というのと、またちょっと利用の仕方が違ったりするのかなと。むしろ歩いてる人がいないところのほうがマウンテンバイクなんかの利用については適してるのかなというふうな気がします。

それと、寺社のトイレ等ですが、もう十分御承知のとおり、先ほどもおっしゃってたとおりでありますが、こういったものは参拝者だとか氏子さんだとか檀家さんのためのトイレであるということで、ただしですね、先ほど言われたような観光ボランティアガイドの方も、直接ハイキングルートなんかを案内される際は利用可能なトイレということで、ハイカーの人にもトイレについては案内されてるということです。ただ、いろいろと看板について、こういうふうに書いたらいいいというようなことでたくさんおっしゃいましたけど、なかなかその情報を看板に全部盛り込んで、またそれが一般のハイカーの方が守ってもらえるかというとなかなか難しい部分がありますので、管理されてる寺社のほうに聞きますと、あまり積極的に宣伝して、誰も彼もが使ってもらえるということになると、維持管理上はなかなか大変やということもお聞きしてますので、これについては難しい話かなというふうには考えております。機会がありましたら、またこういった利用可能なところについても、掘り起こしていけたらなというふうには考えております。

以上です。

○議長

稲月君。

○5番

ルートのところについては新たな設定ということですが、もともとあったところですし、今でも平群駅には書いてあるんじゃないかな。その辺では、整備をしていくということも視野に入れていただきたいというふうに思います。これはこれで結構です。

トイレの件についても、機会があればそういった使ってもいいというところの掘り起こしもしていくということで御答弁いただいたんですけども、そういうことはぜひ進めていただきたい。それと公共施設についても、総合スポーツセンターのトイレなども表示は外にはありませんよね。ハイキングからの帰り道に使用するという事なども考えられますので、そういうところについてはトイレの設置があるようなことも、ぜひ表示をしていけるように検討していただきたいというふうに思います。これについてはこれで結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、稲月議員の2項目めのウォーターパークにつきましては、先般、全員協議会でも報告をさせていただいておりますので、重なるかもしれませんが、お答えをいたします。

1点目の昨年、一昨年の利用者数、経費、人的配置についての御質問でございます。

指定管理者であります地域振興センターに聞き取りを行いましたところ、平成30年度では44日間の開場、総入場者数は2万1,975人、運営経費としましては点検などの委託料、光熱水費で1,741万3,000円の支出、収入としましては入場料などで1,271万6,000円、地域振興センターの収支としましては469万7,000円の赤字となっております。また、町から修繕費などの直接発注で481万7,000円を支出しており、地域振興センターと平群町の直接支出分を合わせますと951万4,000円の赤字となっております。また、令和元年度では45日間の開場で、総入場者数は1万9,293人、運営経費としましては点検などの委託料、光熱水費で1,669万9,000円の支出、収入としましては入場料などで1,091万円、地域振興センターの収支としましては578万9,000円の赤字となっております。また、町の修繕費などの直接発注で651万3,000円を支出しており、地域振興センターと平群町の直接支出分を合わせますと1,230万2,000円の赤字となっております。人的配置につきましては、両年度ともプールの監視員として1日平均8人、発券、厨房のアルバイトとして1日平均7人の配置であります。

また、2点目の今後の対策については、住民の意見を聞いた結果で幾つかの案を持ち対処していくことについてのお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、まず教育委員、社会教育委員、校園長会、スポーツ協会の皆さん方の御意見をお伺いした上で、町の広報紙やホームページにウォーターパークの現状課題や改修に係ります経費などにつきましても掲載をし、パブリックコメントを行い、住民の皆様方からの意見聴取を行った上でウォーターパークの方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

続いて、かしのき荘の入浴施設についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の利用者数について、指定管理者に確認しましたところ、正確な利用者数は把握されていませんでしたが、昨年、一昨年のおおむねの利用者数は、1日当たり約25名で、1か月当たりで延べ約500人、年間で延べ約6,000人で、実際に利用されている方は約40人の方に限られていると聞いております。経費については、令和元年度では保守点検82万円、重油60万円、

光熱水費 44 万円、清掃費 16 万円、修繕費 18 万円で、合計で約 220 万円となっており、平成 30 年度については約 222 万円となっております。また、人的配置については、毎日 1 名の職員が 1 時間程度の浴室清掃を行っており、現在では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から人数制限を行い、1 時間ごとの予約制とし、利用されるごとに消毒をしているところでございます。

次に、2 点目の今後の対策についてですが、現在よく利用されてる方の御意見はお聞きしたいと考えており、意見を聞く中で対応できるものについては検討していきたいと考えておりますが、毎年多額の経費が必要になっていることや実際の利用者数は一定の方に限られ少人数となっていることから、町の財政状況を踏まえ、総合的に判断した結果、入浴施設については廃止の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。まずウォーターパークの件なんですけれども、非常に傷みもひどいという現状で、私もここ二、三年は行ってないですけども、それまでは必ず毎夏あそこで泳がせていただきました。私の健康づくりのためにも利用させていただいてましたし、我が子どもたちも非常に楽しみにして、ずっと通わせていただいたという施設でございます。今は孫が夏に来て、平群のプールを楽しみに来てたんですが、このところは入れなくなったというので非常に残念がっているというのが現状であります。非常に楽しみに子どもさんたちはしているというのは、現実にあるわけです。どうしても水を使う施設ありますので、毎年毎年傷んでくるというのはよく分かりますし、かなりの費用がかさんできてくるというのもよく分かるし、今の緊急事態の中で何とかせないかんというふうなところで目が行ったというのは大変理解はできるわけです。しかしながら、この施設というのは、町の財産であるのと同時に住民の財産だというふうに私は考えます。本当に多くの子どもさんたちが楽しみにし、愛し、それから体づくりに生かしてきたという非常によい役割を果たしてくれた、そういう施設であるということをしっかり認識をしていかなければならないということで、取りあえず意見聴取のところでは教育委員の皆さんの御意見を聞いたり、広報に現状を報告をしたりということで、パブリックコメントを取ることなんですけれども、本当に知れた数ですよ、パブリックコメントを取っても。そんな大勢の方たちが、これに一人一人の子どもが回答してくれるわけではないわけですね、本当に皆さんの御意見を伺うということにはなり

得ないというふうに思います。それも必要なことだと思うんですけどもね。

一つ提案をしたいのは、多くの子どもさんたちを対象に意見を聞くのには学校に通っておられるわけですので、小学校、中学生も結構行きますので、中学生の子どもさんたち、それから小さなこども園に通ってる子どもさん、それからその親御さんたちの御意見、それを伺うためには学校にアンケートの用紙を配布をする、そして皆さんの御意見を伺うというね、こういった方法をまず取っていただいて、たくさんの意見を聞いていただきたいというふうなことを、まず提案をさせていただきます。

それから、プールの開場の仕方というのか、全面的に廃止をするというような方向を取らずとも、一部開場するというようなことなども検討できるのではないかと。例えば、今ウォーターライダー、あれが傷んでいると。1基しか使えないような状況になってるというようなことも、全協の中でもお伺いしたわけですが、ウォーターパークの目玉になるんかもしれないですけどね、あればっかりを目当てに子どもたちが行ってるわけではないのでね、25メートルプール、それから流れるプールとか幼児用のプール、こういったたくさんの施設があるわけで、そこで夏場を楽しく過ごしたいという思いがあるわけで、そこだけの修繕をしてライダーは使わないような方法を取るとかね、部分的に使えるようにするというようなことも考えられるわけで、ぜひ意見聴取した上で幾つかの方法、全面廃止というのが前提にあるというふうなことじゃなくてね、いろんな方法をこの1年間で考えていただきたいというふうに思いますので、その御答弁をお願いしたいと思います。

それとですね、かしのき荘ですけども、今おっしゃっていただいた人数というのは40人ぐらいで限られているという、だから少ないんやというふうにおっしゃったんですけども、たくさんの人たち、結構えっと思うような方たちも含めてね、今利用されてるというのは私の耳には入っております。なぜここに皆さんが入浴されるというふうにお考えかなと思うんですけども、最初に言っていますように、独り暮らしになられてる方も増えております。こういった独り暮らしの方たちは、1人でお風呂を立てて、そしてまた後お掃除をしてという作業、それと光熱費とかそんなことを考えるとね、もうそれは銭湯があるならば銭湯へ行きたいというふうに思っておられるかもしれない。そういう手間暇ですね、その辺が1人ではかかるというふうなことがある、一つの理由ですね。それと健康管理の問題です。1人に入って、特に入浴中での事故、それから病気になられる高血圧の方たちなんかの救急車を呼ぶ大きな原因が入浴やということもありますのでね、そういったことが非常に1人であれば怖いわけですね。そういうことを避けるためにも、大勢の皆さんと一緒に入れる、

こういった施設というのを求めておられるというのが大きな理由ではないでしょうか。高齢者の方たちが本当に元気で健康長寿ですね、これを目指していただくための、まあ言うたら介護を受けなくてもいいような生活ができる、これの一つの大きなポイントではないかなというふうにも思っています。そういう施設をなくしていくというのは非常にいかなものかというふうに思いますし、これをなくしてほかに何かを造ろうという計画があるのかということも一つお伺いします。

○議 長

当局に、ウォーターパークについては先ほど答弁をされてますので、簡潔にお願いいたします。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをいたします。

御提案の子どもたちに意見を聞いてほしいということでございますけれども、現段階では、先ほども答弁いたしましたように、校園長会議の中で校長でありますとか、こども園の園長らも含めて、学校の子どもたちのニュアンスなどを聞き取りをしていきたいという考えでございます。

そして、一部分的にですね、段階的な部分オープンですね、開業できないのかという御質問でございますけれども、大規模改修を全面的にやった場合は5億4,000万円かかりますけれども、御提案のように、擁壁面を仮に触らないでですね、スライダープールのみ閉鎖して運営した場合には、試算もしておりますけれども、改修費用としましては約3億8,000万の費用が必要でございます。またプラスアルファ、流水プールの一部、直線スライダーと幼児プールなんかの一部を使用制限して安全を確保して運営した場合におきましても、やはり3億4,000万円という改修費用が必要になってくるわけでございます。いずれにいたしましても、実際にプールを段階的に開業オープンするにいたしましても、多額のリニューアル費が発生することは事実でございますので、その課題、問題も含めまして住民の皆様にお伝えをし、どうすることが最良の方策なのか意見聴取を行って、平群町、また教育委員会としての方向性を今後示してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えいたします。

高齢者の独り暮らしということで、安全面でも利用されてるということの御

質問やったと思います。現在ですね、入浴施設については、高齢者にとって重要な憩いの場となっていることは分かっております。利用についても様々な事情で利用されると思いますが、町としましては、できれば廃止せずに残していきたいと、そんなふうを考えておりますが、先ほども答弁しましたが、毎年多額の経費が必要になっていることや実際の利用者数も一定の方に限られてるといふことで、入浴施設については総合的に判断した結果となっております。

そのほかにもですね、修繕についても今、老朽化で38年ということに進んでおりまして、日々の運営にも支障を来すような状況になっております。毎年、最小限の修理で応急的な修理は行っておりますが、現時点でもメーカーのほうからボイラー関連でろ過器等100万円近くの修理をすればいいよということ勧められておられるんですが、今後こういうことを踏まえると、ますます修繕費もかさばってくるのかなというところで、こういうことで廃止の要因にもなったというところがございます。

ほかに何か計画があるのかということなんですけども、町のほうで何か考えてたんですけども、今後、風呂に代わる方法としましては、高齢者の方が全て約七千人おられますので、その代替ということについては現時点では財政的にも難しいというところで、今のところ計画はございません。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

プールのほうですけども、学校の校長先生とか園長先生にお尋ねをすると、そこで子どもたちの意向は聞けるやないかと。こんなふうな御答弁でございましたけれども、それでは子どもたち一人一人の意見というのは聞けない。大勢の子どもさんの意見を聞いて、校長先生が一つにまとめるなんてことはやっぱり不可能やというふうに思います。やっぱり全員のアンケートを取るといふ方向でね、私は考えていただきたい。強くそれは望みます。

それと、お風呂の件なんですけども、近隣他町のことなんかも御存じでおっしゃってるかなというふうに思うんですが、三郷町は何か温泉ですよ。それはたまたま掘り当てはったというのもあるって温泉になってるわけで、大変な人気やということ、今コロナ禍の中で1回1時間に4人の制限をして、予約制にしてますというのを伺ったんですけども、とても高齢者の皆さんが自分の健康維持のために、それと楽しみというね、憩いの場になってるといふところから、非常に重要な高齢者の施設、60歳以上の方がどなたでも利用できるというようなことになってるとお聞きしております。斑鳩町は、誰でも行ける、

高齢者だけに限らずね、全住民が利用できるような施設になっているというふうに聞いております。ただし、平群町は無料で利用していただいているわけですが、三郷町や斑鳩町は1回、三郷が150円、斑鳩は高齢者の方は200円、高齢者でない若い人たち、子どもたち、小さな子どもは無料ですが、300円かな、子どもはちょっと忘れた。ということで、有料にはなっているというのをお聞きしております。安価であるというところ辺り言えばね、私は別にそれはもう実際そのまま維持をするということとか、またよい施設を造るとか、そういうことになったときには有料にするのか、無料にするのかというのは検討を頂いたらええことやというふうには意見を聞きながら、それは検討していただいたらいいのかなというふうに思うんですけども、けども、ほんまにお隣の町でも高齢者の方たちが使える入浴施設がちゃんとあるやないかと。何で平群だけがないねんというね、その辺でそんな町どうしようもないでというふうな印象にも今なってるんですよ、高齢者の方たちの意見を聞く。やっぱりそれって私はよくないというふうに思いますね。

プールにしてもそうです。プールには夏場楽しめるところがあるやないかと、それが非常に魅力になってる、町の魅力の一つやというね。プールにしる、入浴施設にしてもそうやというふうに思うんです。そこを全くなくしてしまおうというね、いかに財政を再建するための一つやというふうに考えても、納得できないというのがあるわけで、そこは十分な皆さんの御意見を伺った上での慎重な検討をしてもらわれへんかったら、もう廃止しかないねやんというふうな方向しか見えてこないというのでは非常に悲しいという状況だというふうに思いますので、再度この辺の、今申しました他町との関係なんかも含めて、もう一度御意見を聞かせてください。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

議員お述べのように、三郷町と斑鳩町ということで、今運用はされてます。ほかで言いますと、また安堵町、上牧町、河合町では廃止ということもされてるんですけども、議員おっしゃるとおりに重要な施設という、それは考えてますんで、今後新しくできれば、それは他町と同様の高齢者の施設ということで維持をしていきたいと思いますが、現段階ではこういうような状況ですので、今後またその時期が来れば、そのような考えでいきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○ 5 番

大変重要な施設やというふうに考えてると、今おっしゃっていただいたわけで、そういうことをしっかり頭の中に置いておいてほしいし、本当に元気な高齢者の皆さんがこの平群町で住んでいただけるというね、そういうことの大切さ、介護保険の利用のことでは、いろいろな問題もどんどんどんどん高齢化が進む中では出てきます。その中でやっぱり健康で長生きをしていただける、そういう人たちを少しでも増やしていく、その一助でもあるというふうに考えます。多くの人たちが憩いの場を求めておられるということもありますので、これについては、そういう観点の中で軽々しく廃止をするということはやめてほしいというふうに思いますので、十分なる御検討をお願いしたいと思っております。

プールのほうについても、十分な子どもたちの意見を聞くべきやということ最後に再度申し上げまして、私のこれについての質問は終わって、次に行ってください。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

それでは、稲月議員の3点目の御質問でございます。音響式信号機の設置についてお答えを申し上げます。

町民の方、誰もが安心して外出できる生活環境の整備として、交通安全施設を設置することの必要性は認識をしております。御質問のございました、それぞれの場所への音響式信号機の変更設置については、所管の警察署の対応となります。要望の手順といたしましては、まず地元自治会などから町に要望があります。その時点で地元自治会と町が具体的な協議を行い、その協議内容を踏まえて町から正式に所管の警察署に要望を行う運びとなります。

次に、設置の見通しについてでございますが、現時点でということでございますが、現時点では該当する自治会からの要望がないことから、警察署への要望を行っておらず、設置の見通しは立っていないというのが現状でございます。

以上です。

○ 議 長

稲月君。

○ 5 番

何回か私は課のほうにも行かせてもらってますし、警察のほうにも行かせてもらいました。これについては、視覚障がい者の方の親御さんですね、この方は成人されてるわけですけども、その方の親御さんからの強い要望の下で、何度もお話をさせていただいて、警察に話を積極的な形でやっていくというふ

うに、この前にお目にかかったときには課の方にはおっしゃっていただいているわけで、もう設置する時期がきっと決まっているんやろうなと思ったんですが、なかなかそうにはなっていないという残念な今の答弁でありました。自治会から上がってきてないというふうにおっしゃっていますけれども、これについてはその自治会の会員さんであろうがなかろうが、関係ないわけですよ。そこを通られる、そこを利用する方ですよ、というところ辺では自治会要望とはちょっと違和感が私にはあります。その辺で自治会から上がってこな検討でけへんのやというね、そんなふうな御答弁でありましたけれども、これについてはちょっとおかしいんじゃないか。やっぱりそれを強く望まれている方、その方が自治会を通り越して、用事に行く場合がたくさんあるわけですからね、その人の行動の自由を守ってほしいと、その人の安全を守ろうということなんでね。それ以外にも、今、加齢性黄斑変性症という病気のために中途失明する方は非常に多く、非常にと言ったら語弊があるかな、かなり増えています。それとか糖尿病によって失明する方も増えております。完全に光がなくなるという方もおられれば、その手前の方というのもしらっしゃる。そういう人たちが信号が見にくくなっているというのも現状あると思うんですね。これから高齢化に伴い、そういった病気による失明、それと失明途上の方、こういう人たちの人権を守るという観点からもね、自治会から上がってこない、検討でけへんねやというようなね、そんなとんでもない話はないというふうに思います。自治会長責任でも何でもありませんね、関係ないわけですよ。その辺では、やっぱりそこをしっかりと行政として必要性を捉えて警察協議を早急にすべきやというふうに思いますので、もう一度御答弁ください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは再答弁ということで、再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃっていることは、本当に御要望の内容としては非常に私も理解をしておるところでございます。この件につきましては、私も所管の警察署に直接問合せをいたしました。なぜ自治会、いわゆる地域の合意形成をお願いしているんやという話なんですけども、音声式の信号ということで、当然それはもちろん必要なものなんですけども、信号を通られるときに常時音が出ると。これはその音をもって渡られるわけなんで、それは当然のことなんですけども。ただ、その音が出ることによりまして、その音に対して周辺の方から一定ちょっと苦情と言ったら言い過ぎかも知れませんが、そういうお声が寄せられることがあると。そのために1点、地域の中でこういうことをするよというこ

とで、周辺住民の合意形成をお願いしてるということでございます。ですので、設置については当然信号を使われる方と、地域の方がこういうものに変わるんだなということも含めた上での地域での議論というのが必要なのかなというふうな見解でございます。

○議長

稲月君。

○5番

今いろいろネット上なんかも調べたところによると、夜間の音がやかましいとか気になる人はいてはるということで、ここの元中央公民館の前ですね、あそこにも音響式信号とかついているわけですけども、夜間は消えていますね。そういうことは、周りの人たちとの合意の下でそういうふうに調整をされるというのは理解もできるわけですけども、はっきり言いますけども、イオンビッグ前なんていうのは家がほとんどないですね。そんなに大きな音はしません。ピヨピヨとカッコウカッコウというのはね、ちょっと遠くに離れたら聞こえないですね。それほど迷惑な施設でもないから、あそこにある住宅のところまでは聞こえないというふうに思っています。せやから、今おっしゃったことについては、これには当てはまらないというふうに思いますね。あと、吉新のところについては、将来的にはあそこの前の角の土地が売れたら何かができるかもしれないし、一定その周りの人たちの理解は得られたほうが良いというふうには思います。

けども、警察が言ってるわけですか、この自治会の合意がなかったらでけへんというようなことは。県警に行かせてもうたときに、一度話をしています。このときには、平群町では話はどうなってるんやということは聞かれました。平群町にはちゃんと意見として要望を上げておきますと。ここまで平群町さんが西和警察のほうに言ってくれてるかどうかというのは、そこは確認が十分取れてなかったんで、それは分からないけれども、私どもとしては言っているということでお話をしました。まずは、その自治体自身がそれを望むのかどうかというのが非常に大事なところやというふうに、その県警の職員はおっしゃっていました。ということで、また本当に自治会から要望を上げてもらうなら上げてもらうで、再度上げていただくようには言いたいと思いますし、そんな行政のほうからも言っていたらいいのかなというふうに思いますけど、必要やというふうにお思いになるならば。そこはもっと積極的に取り組んでもらわへんかったら、以前にも交番前の交差点ですね、あそこで視覚障害を持っておられる、全盲ではなかったですけども、持っておられる方が交通事故で死亡されたという事件が何年か前にありました。その後もあそこは音響式信号は

ついておりませんが、そんなことも事例としてはあるわけですのでね、しっかりした誰でもが安心して暮らせる、そんな町をつくっていくって、バリアフリーの町をつくっていくんやと大きく掲げてるわけですからね、それぐらいもっともっと積極的になってもらいたいというふうに強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

11時まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時48分)

再 開 (午前11時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告をさせていただいております4項目について質問させていただきます。

まず、大きな1項目めは、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の経過と今後の見通しについて質問いたします。

森脇大橋東詰交差点の横断歩道設置と旧南都銀行跡地までの130メートルの歩道拡幅の早期着工は、平群町の喫緊の最優先課題であります。当該地は平群駅に通勤される方や児童・生徒の通学路に使用されており、住民の生活道路であることから安心安全のために早期着工を求め、これまで何度も質問をしてみました。昨年6月議会での私の一般質問に対する答弁は、町として早期着工を県に強く要請する中、令和3年度の事業再開に向け、現在、測量及び設計業務の準備を進めているが、道路用地の協力が得られない場合は事業の再開も困難との考えであり、本町も県土木事務所とともに関係地権者の理解と協力が得られるよう、用地交渉など全面的に協力してまいりたいと考えているとの大変前向きな御答弁でありました。そこで、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の経過と今後の見通しについてお尋ねします。

次、大きな2項目めは、「8050問題」など複合的な問題解決のために向け

た「重層的支援体制整備事業」について質問いたします。

我が国においては、少子・高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化と地域社会の結びつきの希薄化が同時に進行しています。そのような中、個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ごみ屋敷、虐待、孤独死など新たな課題が表面化してきております。こうした課題は、従来の介護、障害、子育てなど制度分野ごとでは対応するのが難しく、必死に時間をつくって相談に行っても何も解決できないという事態が生じております。こうした状況を放置しては、いつまでたっても、地域共生社会の実現も、全ての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている御本人や御家族を丸ごと包括的に支援する制度の整備が市町村の努力義務となりました。29年の社会福祉法改正の公布後3年、令和2年をめどとして、市町村による包括的支援制度を全国的に整備するため、国会では次の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることになりました。

三つの支援の一つは包括的な相談支援です。福祉の窓口は高齢者、障がい者、子どもといった分野ごとに分かれていることが多いのですが、どんな相談も最初の窓口で丸ごと受け止め相談を断らない、必要な支援につなぐ、たらい回しにしないということです。例えば、高齢者の窓口で介護の相談に来た親が息子のひきこもりのことを相談に来たら、そこで65歳以上の人しか支援ができないと言って断ることなく受け止め、必要な支援につなぎ相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育など他の分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える課題を解決していきます。ただ、ひきこもりが長期化しているような場合、具体的な課題がすぐに見えないため、すぐに支援につなげないことも多々ありますが、そうした場合でも、伴走型で本人と同じ目線に立って、本人に寄り添いながらつながりを持ち続け、課題を一つ一つ解きほぐし、粘り強く支援につなげていくことも期待されています。二つ目には、地域につなぐ、戻していくための参加の支援です。仕事をしたり、地域活動に参加したり、本人に合った場所を探して、そこで役割を見いだせるよう支援します。ひきこもりの方が働きたい希望があっても、いきなり一般就労が難しいため、本人のニーズと地域資源をうまく有効利用し、社会とのつながりを回復することが参加支援です。そして、三つ目が地域づくりに向けた支援です。子ども食堂や運動教室など、住民自らの意思で行う多様な活動や居場所を増やし、地域づくりに関心を持つ住民

やNPO、農業、観光など、福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが必要だと思います。

この三つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打開し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている御本人と御家族を中心とした支援や福祉の大転換を図ることが期待されており、それこそ断らない相談支援であり、誰も置き去りにしない社会を実現する基盤となると考えます。また、今回のコロナ禍で、改めて人のつながりが重要だと再認識されていますが、まさにこの事業は人と人とのつながりを再構築する事業で、今まさに取り組むことが求められているのではないのでしょうか。既にこれまで250を超える自治体でモデル事業が行われ、新年度からこの事業を実施する市町村に国が交付金を支給する新たな制度を本格的にスタートいたします。

そこで3点お尋ねします。

まず1点目、現在、複合的な課題を抱えている方への相談支援の現状と体制について。

2点目、重層的支援体制整備事業の実施により、何が変わると認識されておられますか。

3点目、本町としても地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業を積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、どう取り組まれるか、お考えをお尋ねいたします。

大きな3項目めは、行政のデジタル化の強化・促進について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大において、対面式で行うことが難しい状況下で、日本のデジタル化の遅れを浮き彫りにする中、昨年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、日本が目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会が示されました。しかしながら、デジタル化の真の目的は何でもかんでもシステム化すればいいということではありません。具体的には、行政手続に関する利便性の向上が最優先課題であり、窓口に行かなければ手続ができない、しかも複数の窓口を回る必要がある、これでは国民に負担をかけ過ぎです。出生や子育て、就学、引っ越し、介護、相続といった各ライフイベントでの手続は、全てスマートフォンなどのできるようにしなければなりません。また、これまでの申請主義から、行政からお知らせや案内が届くプッシュ型への転換が必要となります。制度を知らない人がいつまでたっても何の行政支援も受けられないのでは不公平であり、必要な人に必要なサービスがしっかり届き、さらに不正防止にも万全を期

す仕組みが必要になります。コロナを乗り越え、アフターコロナの社会に持続可能な日本であるためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体としてデジタルを活用し、将来にわたり十分な住民サービスを提供できる自治体の在り方を明確にすることがまず必要となりますが、本町の方針と計画的な取組についてお尋ねします。また、平群町が「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」から取り残されないために、組織体制の確立や人材育成はまさに喫緊の課題と言えますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

最後に大きな4項目めは、子ども医療費の窓口無料化の拡充をについて質問いたします。

平群町では、高校卒業まで子ども医療費が完全無料化ですが、一時立替えがあるため、治療のために高額な医療費を支払うことが大変厳しい御家庭もあり、今後受診をためらう世帯が出ないように、窓口無料化を現行の就学前からさらに拡充が必要となります。全国の多くの自治体では、窓口無料化の動きが加速をしております。これまで何度も一般質問する中、町は小学生以上を対象にした現物給付の導入については、引き続き県に要望したいと御答弁をされておりますが、これまでの経過及び県下の自治体とともに県にさらに要望し、一日も早い拡充が必要と考えますが、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

以上、端的に明快な御答弁をどうぞよろしくお願いたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは1項目め、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅についてお答えします。

本件については、議員より令和元年6月、令和2年6月議会で質問を頂き、本町として喫緊の最優先課題であり、町を挙げ、道路管理者である奈良県へ要請する旨の答弁をしております。事業主体である奈良県に確認した内容となりますが、県（郡山土木事務所）は今年度に測量設計を終え、令和3年度に新規事業化する方向で現在調整を行っているとのこと。昨年の秋には、奈良県郡山土木事務所職員と本町職員で用地協力が必要な地権者に対し意向確認をしており、地権者からは事業に協力していただける前向きな回答を頂いております。また、同年の11月には、奈良県知事宛てに町長、教育長連名で当該路線の整備推進の要望書を提出いたしました。いずれにしましても、本事業を推進していくためには関係地権者の協力が必要不可欠でございます。本町としても道路用地等の取りまとめには全面的に協力し、引き続き奈良県と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、課長のほうから御答弁いただき、奈良県は今年度に測量設計を終えて、令和3年度に新規事業化する方向で現在調整していただいていると、大変前向きな御答弁でありました。また、昨年秋には地権者から協力していただけると。本当にここに至るまでに、平群町の都市建設課をはじめ、町長、皆さんが本当に御努力していただいて、本当に大変危ないところですので、平群の喫緊の課題であるこの事業を再スタートすることができたのは、本当に職員の皆さんのおかげだと私は感謝をしております。また、地権者の協力も頂き、それに併せ、また昨年11月に知事にも要望していただき、いよいよこの令和3年度に歩道拡幅の早期着手が目前に迫っていると受け止めさせていただきます。あわせて、並行して横断歩道の設置も、担当課が違いますが、県に要望していただくこともここでお願いをしておきたいと思います。いよいよ前に迫ってまいります、西脇町長に御決意を再度お聞かせを願いたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

森脇大橋東詰交差点周辺の歩道整備につきましては、町といたしましても最優先課題であり、奈良県では令和2年度に測量設計を終えることから、町といたしましても事業実施に向けて協力を行い、令和3年度に事業着手を行っていただけるように奈良県に引き続き強く要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。どのようになるか分かりませんので、しっかり最後までお願いしたいと思います。今、奈良県議会も議会中であり、当該地の予算も計上されてるよう期待をしておりますが、審議中でありますので可決後、また公表がなされると思いますが、本当に関係地権者の皆様の協力が一番大事でありますので、これまでに引き続き丁寧をお願いしていただき、また引き続き県と連携を図っていただき、早期に歩道拡幅の実現をしていただく

ことを要望いたしまして、この質問は以上で結構でございます。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、窪議員の大きな2項目めの「8050問題」など複合的な課題解決に向けた重層的支援体制整備事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の複合的な課題を抱えている方への相談支援の現状と体制について、近年、高齢者とひきこもりのほか生活困窮、障がいや虐待などの様々な要因が絡み複合・複雑化した相談が増加してきております。また、複合的な相談があった場合には、担当課で相談を受け、関係課と協力するとともに必要に応じて県などの関係機関と連携しながら対応を行っておりますが、複雑な事例においては、単一の制度による対応では困難なケースも発生してきております。

次に、2点目の重層的支援体制整備事業の実施により何が変わると認識しているかについては、この事業は相談内容にかかわらず、全ての住民の方を対象として、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの複数の関係機関が相談に関わり包括的に相談を受け止め、それぞれの支援を一体的に行うことで対応が難しい相談者の方向性を示し、円滑な支援を行うため財政支援と併せた制度となっております。これによりまして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、相談者の状況に応じた支援が進み、地域住民の人と人とのつながりや課題に対する気づきが生まれることが期待されるものと認識をしております。

次に、3点目の本町として重層的支援体制整備事業をどのように取り組むのかについては、地域住民が抱える課題について総合的に支援を行うことが求められており、住民のニーズの深まりとともに関係課や関係機関がより一層の包括的な支援を強化する必要があると考えております。本町におきましては、住民対応につきましてはさらに断らない支援に努めるとともに、令和3年4月から始まる重層的支援体制の整備事業については、ほかの市町村の状況も参考にしながら、まずは事業計画の立案について検討していきたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず1点目ですが、平群町の現状、高齢者とひきこもりの方、また生活困窮、障がい、虐待など様々な要因が絡み、複雑な相談が増加しているという御答弁でありました。本当に難しい対応を窓口でしていただいていることは感謝申し上げたいと思います。そこで、具体的な件数をお尋ね

したいと思います。

2点目ですが、何が変わると認識されているかという質問ですが、これは全ての、今までは高齢者、介護、障がいとかこういう部門ごとでございましたが、全ての住民を対象に一体的な、どのような相談でも断らない、そういう相談体制を取るということで、多くの町民の本当に悩まれてる皆様、困られてる皆様への支援がさらに進むと認識されているということで、私も同感であります。

また、3点目であります。どのように取り組んでいくのかと御質問させていただきましたが、これまで丁寧な相談体制を、今も申し上げましたが、取られてきております。大きな自治体では縦割りという部分がありますが、私もここずっと担当課の福祉こども課の対応を見させていただいてましたら、丁寧な対応を取っていただいていることは本当に感謝しておりますが、本町として、さらに断らない支援に努め、まずは事業計画の立案について検討したいと、こういう御答弁でありました。既にこれまで日本全国で、令和2年で250を超える自治体でモデル事業として行われておりますが、令和3年度から国が交付金を、財政支援をするということでもあります。実施する事業で、近隣の現状ですね、どのように把握されてるか、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えいたします。

1点目の福祉こども課への相談件数についてなんですけども、福祉こども課での相談件数は高齢、障がい、子ども、生活困窮などに関連した相談で年間に約400件程度あると考えてます。そのうち対応が難しい複合的な相談については、年間数える限りでは15件程度かなと、そのように考えています。

あと、近隣の状況ということの質問でございます。奈良県内では、この整備事業の実施のある意向は、県からは10市町村の意向があると聞いております。西和7町では、三郷町と王寺町が令和4年度から事業実施に向けて検討をされていると聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。年間400件で、複合的なものが15件ということですが、ただ、役場に相談を求めていけない、来れないという方々もたくさんいらっしゃると思うんですね。何ていうんですかね、つらい状況の方々は多く

いらっしゃると私も認識しておりますので、何とかそういう方々が来やすい、相談しやすい体制づくりも必要かなと思います。

また、この近隣ですね、県下で10市町村、三郷と王寺が令和4年度から、令和3年度の予算が町でも計上されておりますが、まだまだこれからもっとこの体制は近隣でもスタートをされると思います。よそと比べるものではありませんけれども、こういう体制を国が取ってきてるときに、しっかりと乗っていただきたいと思います。そして、事業の計画立案ということですので、速やかにしていただきたいなと思っております。今日はこのように質問させていただいておりますので、立案するまでも、さらに断らない支援、そういうことで努力をしていただきたいとお願ひしておきたいと思います。困り事を抱えている御本人と御家族中心に、誰人も置き去りにしない社会を実現するために、この重層的支援体制整備事業の早期実施をお願いいたしまして、この質問は結構でございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員御質問の3項目め、行政のデジタル化の強化・促進についてお答えいたします。

昨年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されました。その中で、目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、自治体においては、まず自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を他の行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められているとされているものであります。

そこで、議員お尋ねの1点目、本町のデジタル化に向けた方針と計画的な取組についてであります。

これまで本町は、庁舎内、施設間におけるネットワーク整備、学校教育におけるICT教育の導入、防災情報のデジタル化、インターネットによる施設予約、住民の健康情報のシステム化、マイナンバー制度の導入、コンビニ納付などデジタル技術を導入し、住民サービスの向上を図ってきたところであります。しかし、これらは個別の行政サービスや各部署、部門において、あくまで時代の流れによる導入であったことは否めません。行政全体としての目指すべきデジタル化や方向性については示せていないのが現状であります。国においては、自治体の情報システムの標準化、共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくために、自治体の各施策について自治体が重点的に取

り組むべき事項、内容を具体化し、総務省や関係省庁による支援策を取りまとめた「自治体DX推進計画」が策定されました。今後、このDX計画の推進により、社会のデジタル化がますます加速します。本町では、特に経費削減の面からも住民基本台帳のほか、地方税や年金、保険、児童手当など、主に市町村が行う業務の標準化やマイナンバーの普及促進によるマイナポータルからマイナンバーを使った行政手続のオンライン化などについて推進してまいります。今後、本町としてのDX推進に当たり、国によって示される予定のDX推進に向けた手順書を参考に、デジタル化の方針や方向性について体系化したものを作成してまいりたいと考えております。いずれにしましても、デジタル化の潮流に乗り遅れることなく、行政としての取組を進めていくことを基本に考えております。

2点目の、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化から取り残されないために、組織の体制の確立や人材育成についてどのように考えているかについてであります。

きめ細かなデジタル化推進に向けて、組織体制や人材育成は不可欠なものであると認識しております。本町のデジタル化推進については政策推進課が担っており、行政全体の調整、進行管理が役割であります。現在、日々の行政事務におけるネットワーク環境管理や使用端末の設定、また新たなシステム導入に当たっての環境設定や業者との調整が主な内容となっています。しかしながら、今後、デジタル化推進に当たっては、あらゆる分野を統括した形での組織体制を確立する必要があります。情報政策係を中心に、後継者の育成も踏まえて推進してまいります。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。平群町としましても、ネットワークの整備、また学校のICT化、またインターネットコンビニ納付等々、住民サービスの向上ではこのデジタル化は、単発的と言ったら大変失礼かもしれませんが、そういう単発的に取り組んでこられたなと私も認識しております。御答弁でも、本町として、デジタル化に向けた方向性は示していない現状だと認識しているということでもあります。しかし、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に当たって、デジタル化の方針や方向性を体系化したものを作成してまいりたいと御答弁いただきましたが、本町のデジタル化計画を促進すると受け止めていいのでしょうか。また、新年度で国がデジタル化の費用として地方交

付税措置をされていると思うんですが、その点、具体的にお答えいただきたいと思います。

また、2点目であります、組織体制の確立や人材育成が本当に大事になってまいりますので、御答弁では今後デジタル化の推進は、あらゆる分野を統括した形での組織体制の確立をする必要があると。そのために政策推進課の情報政策係を中心に後継者の育成も踏まえ推進してまいると明確な御答弁を頂いたと思っております。これはどうか早急に組織の体制を組んでいただきまして、取り組んでいただくことは強くお願いしておきたいと思っております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

1点目として、本町のDX推進に当たって組織体制の件について御質問いただいたと思っております。先ほども答弁させていただきましたけども、今年の夏ぐらいに、国のほうからDX推進に向けた手順書が示されます。それを参考にですね、デジタル化の方針とか方向性について体系化したものを作成しまして、組織体制を明確にして進めていきたいと考えております。

2点目でございます。デジタル化推進のための国のほうの財政措置ということであったかと思っております。この件につきましては、令和3年度の地方財政対策におきまして、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進すると、そういうことで新たに地域デジタル社会推進費というもの、2,000億円計上されております。そのうち市町村分が1,200億円というふう聞いております。令和3年度の普通交付税の算定はもう年が明けてからになりますので、今のところ幾らになるか、まだ明確には分かりませんが、普通交付税算定における基準財政需要額に一定額が算入される見込みというふう聞いております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。しっかりとこのデジタル化の方針や方向性を、まず体系化するまでも少し時間が、御検討されないといけないと思っておりますが、かかるとは思いますが、速やかな作成をお願いしたいと思います。

また、これは地方交付税措置になりますので、お金に色がついておりませんが、今、平群町は財政が厳しいからこれはできないと、こういうふうな

形では逃げられないということだけはくれぐれもお願いしたいと思います。やはりデジタル化をすることによって、今までのシステムとかいろんなことの経費削減にもつながりますし、また住民のサービス、行政サービスの向上にもつながりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に町長にお尋ねしたいと思います。平群町のデジタル化の強化促進に向けたお考え、御決意をお願いしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

それでは、窪議員の本町のデジタル化に向けた考え方について御答弁させていただきます。

昨年12月に国の定めた、いわゆる地方自治体デジタルトランスフォーメーションにつきましては、大都市であっても、小さな町であっても、全ての国民が等しくデジタルを通じたサービスを受けることができる新しい日本の行政サービスの在り方を示したものと理解しております。本町におきましても、全ての行政サービスについて検討に着手してまいります。また、新しいサービスを提供できるだけの住民の皆様にご利用いただけるよう、町全体のデジタル対応を下支えできるデジタル化推進体制を早急に確立して取り組んでまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

窪君。

○10番

町長、ありがとうございます。デジタル化推進体制を早急に確立できるよう取り組んでまいりますと、大変前向きな強い御決意を述べていただいたと思います。感謝申し上げます。また、先ほど少し言い忘れましたが、このデジタル化は御高齢になったりしたら、なかなかデジタルが使いにくい、こういうこともありますので、国はこういう人たちのためにも支援、そういうサポートの体制も取られておりますので、平群町としてもその体制は忘れずをお願いしたいと思います。今、コロナ感染がまだまだ増加しておりますが、アフターコロナの社会に向けて、西脇町長のリーダーシップの下、平群町が誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を提供できる町になるように全力で取り組んでいただきますことをお願いをいたしまして、これは結構でございます。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、窪議員の大きな4項目めの子ども医療費の窓口無料化の拡充をについての御質問にお答えいたします。

奈良県下における福祉医療制度の現物給付については、国がゼロ歳から未就学児までを対象に、国民健康保険国庫負担金減額調整措置を廃止されたことにより、令和元年8月の診療分より導入に至ったところでございます。この現物給付の導入は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てをしやすい環境づくりの一環として重要な取組であることから、本町におきましては未就学児の現物給付の導入前より子ども医療費の助成対象である高校3年生までを対象に現物給付の導入について要望を行ってきたところでございます。また、現物給付の導入については、平群町以外の市町村でも要望していると聞いておりますが、国の減額調整措置の課題があるため、現在、小学生以上を対象とした現物給付の導入には至っていない状況であります。今後につきましても、引き続き国の減額調整措置の廃止、対象者の拡充と併せまして、現物給付の対象者の拡充に向け、県下の市町村と連携し県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。引き続き国の減額調整措置の廃止対象の拡充と、また現物給付の対象者の拡充に向け、県下の市町村と連携して県に要望してまいりたいということですが、令和元年8月からゼロ歳から就学前までの窓口の無料化になりましたが、それによりまして、平群町では医療費の影響をどのように把握されておられますでしょうか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

医療費の増減ということで、子ども医療費全体の比較になりますが、現物給付の導入前、平成30年度と導入後の令和元年度、また令和2年度の見込みでは、2年間の実績を比べる限りでは、今のところ導入による増加は見られないような状況になっています。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。国の減額調整措置ですね、これを窓口無料化した

ら国はペナルティーを科すということで、私ども公明党の山口代表が本当に訴えまして、就学前までの分はペナルティーの廃止ということで、奈良県もやっと就学前まで窓口無料化ができるようになりました。国がなかなか前に調整ができないというのは、窓口が無料化になることでコンビニ受診みたいに、このように捉える方々も中にはいらっしゃるようですが、それでこのような質問させていただきましたが、保護者の皆さんも本当に懸命ですのでね、しっかりと奈良県に対しても、全国で奈良県が一番遅れてると思います。ペナルティーがありましても、全国のほとんどに近い都道府県がこの窓口無料化、就学前よりもっと中学までとか窓口の無料化、窓口では1,000円払ったりします。平群町は、所得制限も撤廃して完全に無料ですので、本当に奈良県下でもすばらしい取組をさせていただいてると評価しておりますけれども、しっかりとこの窓口無料化をなぜ前に進められないのかということ、医療費が増加するということではないということ、近隣の自治体、私も他の議員ともよく話しますけれども、本当にみんなこれをもっと拡充したいと思われている自治体がたくさんありますので、現物給付の対象拡充は今、課長もおっしゃられましたように、子育て世帯の経済的負担を軽減して子育てしやすい環境づくりの一環として大変重要なため、引き続きまして近隣自治体とも連携を取られ、県に強く要望をお願いをしておきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11時39分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7番

それでは、通告に基づきまして、大きく3点について質問させていただきます

す。

まず1点目は、櫛原山林のメガソーラー建設計画についてであります。

櫛原山林へのメガソーラー建設については、この間多くの住民の皆さんから大規模開発による災害の危険性や環境破壊、送電線の町道埋設では日常生活への影響や電磁波の健康被害などの声が上がリ、これらの問題解決なしに建設を進めないよう求める住民運動に発展しています。私は昨年6月、9月、12月の各定例会の一般質問でこれらの問題を取り上げました。今回も住民の皆さんの願い、これまでの質疑を踏まえて質問いたします。

まず一つ、事業者は2月中旬から計画地で伐採を始めていますが、町に対してどのような説明があったのでしょうか。この間の質疑で、町は災害や事故に対しての補償を担保する協定書を事業者と結ぶ前に工事着工はしないとのことでした。しかし、協定書締結の2月22日以前に事業者は工事に着工しています。この点についての説明を求めます。また、この伐木が谷を流れる川に放置されるなど切りっ放しのようですが、災害を誘引する危険があります。どのような対応をしているのでしょうか。

2) ですが、災害や事故などがあった場合、その補償の担保となるとして今回の協定書が結ばれました。しかし、その内容は本当に補償が担保できるのか、非常に疑問です。協定書の内容について質問及び以下、具体的な指摘した点の改善を強く求めます。

まず1点目、協定書の相手は事業者の協栄ソーラーステーション合同会社、それ以外に建設会社の東京産業株式会社と東京電設サービス株式会社が名を連ねています。この2社の会社概要を説明してください。また、事業の資金面を統括するアセットマネジャーのパシフィックソーラー合同会社が協定に参加していないのはなぜでしょうか。

2点目、第3条の「災害等が予見できる場合又は発生した場合」、この対応が事業者から元請、下請会社に連絡し、その対策に万全を期すとだけで、最も重要な住民の命を守る対応（住民への周知や避難誘導など）ですが、それが全く明記されていません。また、災害時の町や消防、警察への通報などの緊急体制も不明となっています。

3点目、協定書の第8条2項の「災害等が発生した場合、災害の原因が本事業に起因し、当該災害等に乙（協栄ソーラー）の帰責事由が認められ、第三者が所有・管理する所有物（公共施設等を含む）に被害を与えた場合は、乙の責任において対処するものとする」との条項について、「災害の原因が本事業に起因」すること、また「当該災害等に乙の帰責事由」があることとありますが、これは誰が判定するのでしょうか。第6条3項も同様です。また、「被害を与え

た場合は乙の責任において対処する」となっていますが、責任には丙と丁を含め、きちんと「原状回復」や「原状回復と同等の補償」、このようなこういった文言を明記すべきではないでしょうか。さらに、事業者の保険加入や補償金確保方法などに関する条文も明記すべきだと考えます。

4点目、協定書の第4条「事業の進捗状況を定期的に報告する」とありますが、この定期的とは1か月単位なのか、1年単位なのか不明です。また、第7条6項の環境対策として「土質・水質検査は、定期的に、または、必要に応じて実施し」の定期的についても、具体的に明記すべきではないでしょうか。

3) 高圧送電線の町道埋設についてお聞きします。

1点目、事業者が各議員に提出した資料に、西向地区の工事中の迂回路が明記されています。このうち「西向自治会内ルート」と記している部分ですけれども、ここは軽4以上の車両が通行不能の地点が3か所あります。また「まほろば遊歩道ルート」も、北の最終地点は相当な急坂で車両の通行は危険です。このような道路を迂回路にしていることについて町の見解を伺います。また、この資料に、「まほろば遊歩道ルート、県土木事務所、事前了承済」と明記されていますが、間違いはないでしょうか。町として確認を求めます。

2点目、事業者が地元住民の同意もなく決めた高圧送電線ルートの町道で試掘をしたとのことですが、きちんとした手続を踏んだ上のことでしょうか。また、送電線埋設の町道の使用許可について、昨年1月15日、西和警察署において事業者と町、西和警察の三者で行った協議内容を説明してください。

4) です、このメガソーラーが建設された場合の町財政の影響について、現時点での試算を具体的に説明してください。また、メガソーラーで発電された電気は平群町で消費されるのでしょうか、見解を伺います。

大きい項目の2点目、コロナ禍で生活苦に陥った住民に独自支援を。

新型コロナウイルス感染症による国民生活への影響が1年を超えました。罹患した人はもちろんですが、様々な分野や業種で生活が脅かされています。この間、国のコロナ対策の臨時交付金が2回交付され、本町でもこの交付金を活用して全ての住民を対象にした施策のほか、影響が大きいと思われる子育て世帯や独り親世帯、中小企業者に対して独自に給付金、支援金を支給しました。そして、コロナ禍が長期化する中、国は第3次の臨時交付金を決定し、各自治体の限度額が2月2日に示されました。本町は1億1,261万1,000円ですが、この使い道については、これから検討し、遅くとも5月初旬に補正予算を策定すると聞いています。そこで幾つかの質問と第3次交付金の使い道について要望いたします。

①生活が困窮した場合の支援制度として、緊急小口資金と総合支援資金の貸

付け制度がありますが、コロナ禍の中で今日までの利用状況はどうなっているでしょうか。また、税金の徴収猶予の申請件数についてもお聞きいたします。

②緊急小口資金、総合支援資金、税の猶予の制度利用者に対して、町独自の支援をしていただきたい。同時に、住民の困窮状況を把握するための専用相談窓口を設置して、それを全住民に周知し、利用できる制度につなぐとともに、制度の網から漏れた人に町独自に支援する制度をつくるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

③コロナ禍で大きな影響を受けている分野に医療機関があります。特に医療機関は、感染防止対策で経費がかさむだけでなく、感染の不安から通院を控えるなど大幅な減収に見舞われています。また、これから始まるワクチン接種事業でも御苦勞を頂きます。いずれにしても、地域医療を守ることは喫緊の課題です。独自に町内の医療機関に対しても支援金の給付、また県が実施主体となっている感染拡大防止等支援補助金、医療従事者慰労金への上乗せ支給をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きい3点目は、定住・移住促進の一つの提案として掲げました。

緊急財政健全化計画（素案）、この議会で計画に変わりましたが、町の住みやすさの町外への情報発信強化による移住・定住促進の視点は非常に重要だと考えています。本町はこの十数年、人口の減少、特に現役人口が25%以上も減少しました。そのことは町民税の減少や交付税の相対的減少につながりました。その現況は、平成15年頃から小泉内閣による三位一体の改革の名の下に進められた地方交付税の大幅削減と、それ以前の箱物行政による借金のツケが重なったことでした。その是正、これは財政再建としてですけれども、平成19年に打ち出されたのが住民負担増と行政サービスを引き下げる新財政健全化計画でした。しかし、この間の流れとその結果は、その後、第2次財政健全化計画、そして今回の新財政健全化計画を策定せざるを得ない状況を生んでいます。結局、この間の住民負担増と行政サービス引下げの計画では、財政悪化の悪循環に陥ることを示しています。今後、さらに第3次財政健全化計画の策定とならないために、この悪循環を断ち切らなければなりません。今の財政状況では、手厚い福祉施策、行政サービスとはなりませんから、あまり経費をかけずに移住・定住促進を実効あるものにしなければなりません。

そこで、以下の点について質問、提案します。

①「住みやすさ」の町外への情報発信強化の具体策を説明してください。

②町内に数百ある空き家の活用です。新聞折り込みやポストインで中古物件などの広告ビラを出している企業に、広告掲載の町内物件に本町のサイトにつながるQRコードをつけてもらえるようにするというのはどうでしょうか。

③空き家の活用でもう一つ、空き家の所有者に対して売却や賃貸についてのアンケート調査を行い、所有者の希望に応じて仲介事業者を紹介するというのはいかがでしょうか。

以上、大きく3点について、町当局の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の大きな1点目の御質問でございます。櫛原地区のメガソーラー建設計画についてお答え申し上げます。

1点目の、一つ目の伐採の件でございます。ここでちょっと時系列で申し上げますと、2月24日に住民の方より、「2月18日頃から工事区域内で伐採を行っている」という連絡を頂いたところでございます。その後、現地の確認を行わせていただきました。事業者のほうからは、工事のための測量などを行うために伐採を行いたいという事前の相談というのは以前に受けておりまして、事業者も造成工事を行うための事前行為として伐採を行っておったというところでございます。また、区域内で伐採いたしました木が川に放置されているという御指摘でございます。事業者からは、伐採した木については基本は区域外に搬出するものと、あわせて造成工事において「そだ柵工」ということで利活用すると説明を受けておりますので、事業者に対しましては適正に管理するように申し伝えております。あわせて、林地開発の許認可権者である奈良県にも連絡をし、今後適正に指導いただけるよう申し伝えておるようところでございます。

次に、協定書に関する御質問でございます。

協定書、協定者の2社の概要と、パシフィックソーラーの参加についてお答えさせていただきます。

まず、本事業については、EPC契約により設計、調達、建設を含む建設プロジェクトとして工事を行うと聞いております。まず東京産業株式会社につきましては、東証一部上場の資本金約34億円の企業であり、電気エネルギー関連設備や環境関連設備、建設・建築関連設備を取り扱っておる総合商社になります。次に、東京電設サービス株式会社についてでございますが、この会社は、東京電力パワーグリッド株式会社の100%出資会社であり、電気設備や鉄塔等の構造物、再生可能エネルギー設備などのインフラ設備の設計や工事施工などを行っておる企業でございます。また、この協定書について、実際に現場で工事を行う業者に対する指示事項や遵守事項を記載していることから、本工事

の認可事業者である協栄ソーラーと工事業者である、先ほどの2社と締結したものであることから、御質問にございましたパシフィックソーラーは本協定書には参加をしていないというところでございます。

次に、緊急時における住民周知や避難誘導の対応についてでございます。

災害が発生した場合は、事業区域内での対策に万全を期することが事業者の責務であると考えております。御質問のように、万一、住民の方に対する周知や避難誘導を行う必要があるような未曾有の大災害が発生した場合は、事業者の対応だけでは済まされるはずがなく、町が主体的に対策を講じて、必要に応じ、消防や警察など関係機関に協力要請を行い、その対応に当たることとなります。この場合は、本協定書ではなく、地域防災計画による全庁的な対応となると考えております。

続きまして、帰責事由の判断でございます。

万一、災害が発生し、第三者に被害を与えた場合の責任の所在についてでございます。被災状況が明らかになった時点で、町と事業者の協議により決定していくこととなります。何が起こるか、どんな被害が発生するかが予見できない災害に対しまして、事前に責任の所在を決めていくことは困難であると考えております。また、第三者に与えた被害に対する対処につきまして、個々の復旧基準まで明文化すべきという御質問でございますが、災害復旧事業につきましては、被災箇所の状況により工法等を検討していく必要がございます。よって、復旧方法などについて、現時点で固定化をすることではなく、事業者との協議により決定していくことが現実的な判断ではないかと考えております。

次に、保険加入や補償金の確保についてでございますが、今回は発電所建設工事期間中という限定された期間における事故や災害等への対応についてでございます。

このことにつきましては、事業者の責任において対処するものであり、その責務を履行するための手段として保険加入や補償金の確保が必要と判断されるなら、事業者が自主的に対応するものでありますが、現実的には工事期間中には多岐にわたる工種の請負業者が参画することから、事業者とそれぞれの請負業者との契約において判断されるものであらうと考えております。

次に、定期的という期間の考え方についてでございます。

確かに、この協定書におきましては、報告の期間設定は設けておりません。よって、事業の進捗状況等を見た上での判断と考えております。通常でございますが、月例での報告というのが一般的な考えと思われますので、これを基本に事業者と協議をしてまいりたいと考えております。

また、土質や水質の検査につきましては、協定書に記載のとおり、「定期的に、

または、必要に応じて実施し」ということで二者択一としております。いずれの方法で実施をするかは、現時点では決めておりませんので、これも事業の進捗状況を見た上で、事業者と協議をいたします。なお、工事区域内の土砂については、工事区域内で処理を行うと説明を受けており、仮に他所からの搬入残土がない場合は、土質調査については実施しないこともございます。

次に、発電された電気の消費先についてでございます。

発電された電気は、平群町の梨本地区の関西電力平群変電所に送電されると聞いておりますが、一旦、送電された電気がどの区域に送電されるかは事業者も承知していないところであり、電気の消費先につきましては不明ということでございます。

私のほうからは以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

高圧線の町道埋設についてお答えをいたします。

①点目、本年1月5日に太陽光発電事業者が開催した議員懇談会の中で、西向地区の送電埋設工事に伴う迂回路が示されていないことを指摘され、後日、事業者が作成し、本町議会事務局に提出されました。この迂回路についての本町の見解ですが、そもそも迂回路とは、従来通行できるはずの道路が工事などで通行できないことにより回り道、いわゆる遠回りをするることになります。よって、一定期間通行できない、その道路の交通形態や幅員などを考慮し、代替道路となり得るルートを選択する必要があると考えます。また、まほろば遊歩道ルートは河川管理用道路であり、奈良県が河川管理者であります。当該、河川管理用道路も公道であり、公の道路を迂回路等にすることに對し、管理者の承諾や許可等の必要はなく、郡山土木事務所も同様の考えであることを確認しております。

②点目、試掘の手続について。送電線の埋設に伴う試掘につきましては、本町櫛原地区の発電事業地から緑ヶ丘1丁目付近（北幼稚園西側）までの総延長約1.6キロメートルの範囲において19か所の試掘を行ったものです。本年1月初旬に、事業者より道路法第32条に基づく占用許可申請書が本町に提出され、同法に基づき所轄の西和警察署へ意見照会を行い、警察の回答を付し、同年1月19日付で本件試掘の道路占用を許可し、同年1月25日付で道路交通法77条に基づく西和警察署長の道路使用許可を取得しており、いずれの許可も期間内に完了しております。

②点目の三者協議の内容でございます。西和警察署での三者協議の内容です

が、昨年の1月に、西和警察署で警察担当者、本町の担当者と事業者の三者で協議しています。事業者より、太陽光発電事業に伴う自営線、総延長3キロメートルの送電計画について通行規制等の説明がございました。町は総延長3キロの占用許可は可能であるが、区間や地域ごとに道路の通行規制内容は異なることから、工事区間や期間が明確になった時点で、再度工事区間ごとの道路占用許可を取得するよう協議しました。西和警察も工事区間ごと別途協議すると町と同様の意見で、また長期間の交通規制が想定されることから、事前予告や住民説明を行うこと、道路使用許可の申請には必ず自治会の同意書や工事図面、交通規制図を添付することという指示がございました。

以上でございます。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、4点目の町税の影響につきましては、法人を特定した課税状況につきましては、地方税法による守秘義務が課されており、お答えすることができません。また、事業費等が把握できてないことから試算することができません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

いろいろ言っていただきましたけども、順次再質問します。

まず、その伐採について、測量のための伐採との説明を受けているということでしたけれども、測量のための伐採にしては非常に大がかりな伐採をされていると。今日も重機が動いているということで、2月中は重機じゃなくて、チェーンソーで伐採をしていたということですよ。この問題ね、平群町だけじゃなくて、全国あちこちで問題になってるんです。ネットで見てもいっぱい出てきますしね。福岡では飯塚というところで大問題になってるというのがあるんですが、一つはね、協定を結ぶ前に伐採してたということについては何も今答えへんかったけど、協定を結んだのは21日か22日というふうに聞きました。協定書の日付はどうなってるか、今あるからあれやけど、どっちにしたって。ほんで、18日から伐採してるっていう話でしょう。

それとね、どう考えてもおかしいのは、協定は町と事業者で結んだ、じゃあ、結んだから工事します。誰のための協定、これ。もともと町はこんな協定をつくる気がなかったのを、9月議会の私の質問に答えて、事故や災害があったと

きに補償がなかったら困るというが、もともと事業者が一昨年12月、1年以上前に開いた住民説明会で一番多く出た声だったわけですよ。事業をやるにしたって、だって下流域はどれだけ広いんですか。だから、そのことを町も町長も副町長も、担保できるものを取るって、協定を取るって言うたわけでしょう。じゃあ、その協定の中身がどうなのかというのを周辺住民に全く知らせずに、伐採の許可を与えたわけじゃないですか。誰のほうを向いて仕事してるんだって何回も言ってますけど、そういうことでしょう。伐採が始まって木がどんどんなくなっていったら、当然大雨が降ったときに災害が起こる確率は高くなる、これは誰も否定しないでしょう。住民に全く協定の内容を知らせず、ましてや12月議会で私が素案が出てるんだったら開示すべきだって言ったけど、混乱するから開示できないと言ったじゃないですか。ほんで、知らんうちに業者との間で協定を結ぶ直前に、既に伐採の工事を始めさせる。一体何なんですか。町長、あなたは住民と業者の中立ですからってしょっちゅう言ってるらしいですけれども、これのどこが中立なんですか。災害が起きたときに困るから協定書を作るという話でしょう。その協定書が住民に全く知られない間に、はい、工事オーケーってどういうことなんですか。そこを説明してくださいよ。

それと、これは町の指導要綱にもあるわけでしょう、第4条でしたっけ。第4条で、要するに周辺住民に周知するとなってるんです、準備行為をするときから。それを全くしてないじゃないですか。そのことは昨日の県議会でも取り上げられました。町に連絡があったのかどうかは知りませんが。昨日の奈良県議会の予算委員会で、私ども日本共産党の太田敦県会議員が予算委員会で質問してます。県は取りあえず法的にのっとってと、それから毎週パトロールするとかそういう答弁をされてます。きちんと指導するっていうふうに言ってます。でも、週1回ぐらいの見守りで大丈夫なのかということがある。だから、1点目については、とにかくまず約束違反でしょうと。協定書を住民に開示する前に、開示どころか、協定書の印鑑を押す前にやってるのはなぜなのか、きっちり答弁してください。

それから、切った木が谷川に放置されてると。これについては排出するのと利活用するのとあると、今言うような話だけど。県にも連絡してるということですけどもね。こんなもん一日たりともそういう放置をさせた駄目なんですよ。いつ雨が降るか分からないんだから。私が見に行ったのが3月の初めか2月の終わりでしたけど、もう1週間、2週間切ってて放りっぱなしでしたよ。たまたまその間はそういう雨が降らなかったから、災害に至るということにはなってますけども、それだって、今、課長が答弁したけど、住民から通報があるまで、あなたは見にも行ってなかったじゃないですか。これは専門家に見ても

らわないと駄目ですよ、こういうのは。課長は畑違いだと思うんですよ。だから、そういう災害が起こる、ちょっとでも危険がある場合はそれを未然に防ぐというのは当然のことですから、これはきちっとしてくださいね。

さっき言った第4条はですね、事業者は設置事業を行うための測量伐採、その他の準備行為を行おうとするときは事前に町に相談するとともに、周辺住民等に周知するものとする。町の言う周辺住民というのは、櫛原の自治会だけというふうな狭い捉え方をしていますが、こういう山林の開発というのは、この前も言いましたけど、下流域が一番危ないんです、災害が起こったときは。下流域はどこなんですか。一番近いのは椿台じゃないですか、櫛原はもちろんですけど椿台、それに西向ですよ、そのまだ下になれば。緑ヶ丘のほうまで行くか、ちょっと流れは。でも、櫛原川がもし決壊するとか洪水を起こすようなことになったら、緑ヶ丘も当然被害が出ますよ。裏を回ってますからね。西向、櫛原の一部、元山上口駅の周辺なんかはそうですね。だから、そういうこともあるわけですから、これに違反してるでしょ。違反してないですか、どうなんですか。

それからですね、林地開発の許可については、工事着工前に調整池などの防災施設、この設置が林地開発の附帯条件になってるわけでしょう。これにも反しているんじゃないんですか。県は反してないと昨日答弁してたみたいですが、要するに、大した伐採じゃないからというようなことやと思うんですが、それでも災害あったら、じゃあどうすんねんということになりますからね。だから、今すぐ大規模な伐採を取りあえず止めて、防災工事、少々の雨が降っても大丈夫な、災害が起きないようにまずそちらを先にさせてから伐採してください。どこまで伐採する気か分からんけども、どんどこんどこやってるじゃないですか。ここは答えてください。

それから協定書についてはですね、これ、どう読んだって保証の担保にならないです。事故や災害のときの補償の担保にならない、抽象的過ぎて。今の答弁ではいろいろ言いましたけど、必要があることは、大きい事故になれば町が主体的に行うと、それも書いてくださいよ。

ほんで、避難誘導はそうですね、8条2項、災害等が発生した場合のどこに起因するかというのは、町と事業者で協議、事故が起こってから協議してたんじゃ駄目でしょう。その前にある程度想定できることをきちっと協定で結ぶのが、本来あるべき姿じゃないんですか。事前に予測できないみたいなことを言ってますけども、それもおかしい話ですよ。

それから、被害があった場合に乙の責任において対処する、要するに協栄ソーラー、事業者側の責任とはっきり分かったら。これ、乙しか名前が書いてな

いんですよ。じゃあ、丙や丁、要するに東京産業や東京電設サービスは、ただ単に協栄ソーラーから言われたら一緒にやるだけの話でしょう。じゃあ、資本金10万円の協栄ソーラーがなくなったら、飛んじやったら、丙も丁も関係なくなるじゃないですか、この書き方やったら。だから、しっかり会社の名前は、さっき言った総合商社というんだから相当大きな会社なんでしょう。その名前をここにしっかり入れてくださいよ。そのために名前を出してくれと言ってるねん。ただ単に、名前をくっつけただけで全部協栄ソーラーと協議してって、協力してとかになってるわけじゃないですか。そこも疑問なんです。だから、住民の皆さんは10万円のところだったら心配だからと言ってるわけですよ。それも全然明記してないというのは、全部、事業者の自主的判斷するものって何なんですか、一体。

ほんで、協定書の4条、これはだからアセットマネジャーを入れたほうがええというのはね、最初は言わなかったけど、要するに資金はアセットマネジャーが集めてくるわけでしょう、事業する資金、大体70億から100億というような話に今なってますけども。そこが入らないと、だってあの事業は合同会社ですから、いろんな人から集めた資金でやるわけでしょう。その資金を集めてくるのはどこかといったら、アセットマネジャーのパシフィックソーラーでしょう。そのパシフィックソーラーがなぜ入らないのか不思議でしょう。町も入ってもらったほうが安心でしょう。だって金を集めてくる会社だもん。それをなぜ入れないのかっていうのは、私は非常に不思議なことなので、その点についても、もう一度教えてください。

それから、進捗状況、定期的というのは1か月なら1か月、1週間なら1週間。県は昨日、県議会で週1回、定期的にパトロールするって、その中で指導していきって、こういうふうに言いました。町は見て指導できるのかどうかは分かりませんが。県はもちろん林地開発の担当課の職員ですから、技術職の職員が当然パトロールするんだと思うんでね。その辺は町としても、きちっと具体的に、とにかくこの質問。

それから土質・水質調査、土質調査は動かさないのとかが言ってますけど、水質調査についてはね、事前にこの協定書にこれが書いてあるということは、工事する前、伐採する前の水質調査とかの資料は全部もらってるんでしょうね。それを確認します。それも教えてください。

それから送電線について。本当に都市建設課は不誠実ですよ。この間、住民の皆さんがいろいろ交渉というか、お願いに行ったり、ここで聞いてたときに、課長の答弁は二転三転してるのかどうか、私のほうが聞き間違いかどうかは別にしてね、送電線について、要するに埋設については町は基本的に。ただ、工

事については警察の協議があるんですけど。警察ははっきりと今、答弁もあつたけども、地元の自治会の同意書がなければ、必ず同意書を添付してくださいと言ったわけでしょう。ここにそのときの議事録がありますけど。それに対して、役場の職員と施工業者は、これ、きんでんが言ってるんでしょう。分かりましたと言ってるわけですよ。事業者は分かりましたと言うて同意書を取ってないのに、もう試掘してるんでしょう。櫛原は同意してるから試掘したんだということになるんだろうけど。

ほんで、さっきは答弁なかったけど、緑ヶ丘のところで何月何日に試掘しますというビラをまいたけども、町の許可も下りてないのに、先に住民に周知していた。それも緑ヶ丘だけ周知して、西向のフローラルには一切何の連絡もしなかった。だから、そういうところもね、事業者はまだできてないのにそれですよ。

それともう一つ、櫛原の今工事をしてる入り口に看板を立ててますよね。そこに送電線の工事をこれから始めますということで、令和5年5月か何かまで「送電線工事します」と書いて、看板を出してるんですよ。でも、まだ西向の前の送電線については、全然地元も同意してないし、同意どころか絶対に駄目と言ってるのに、もう既に工事するのが決まったかのような書き方をする業者って一体なんですか。そこがまず1点。

ほんで、もう1回確認しますが、西和警察は基本的に地元同意がなければ許可しないということですよね。必ず取ってくださいっていうふうに言ってる、町も分かりましたと言ってるわけだから、町も当然その立場でやっているとということですよ。

それとですね、今、税務課から具体的でないので答弁できないということでしたけども、私、これちょっと試算してみました。一般論としてですよ。償却資産税、固定資産税の償却資産については計画の事業費、ここを100億、さっき言ったように、70億から100億ということで、実際どれぐらいになるのか分かりませんが。ただ、南山城村の約半分ぐらい、半分よりちょっと多いぐらいの規模なので、それから試算しても大体40億円ぐらいだと思います。ただ、事業者の話では中国製のやつを使うんで、非常に軽くて安くなるみたいな話もされてたんで、実際はもっと少ないかもわかんないですけども。例えば、40億円として試算すると、初年度の減額率が6.4%なんですよ、1年目初年度ね。それを引いた時期から計算していくと。17年間もらえるんですが、取りあえず10年間として大体37億4,400万円、これが評価額。それに平群町は標準税率の1.4より、十二、三%高く取って1.58ですから、1.58%を掛けるわけですよ。この課税額が1年目は5,915万5,0

00円で、2年目以降の評価額は、また12.7%ずつ毎年下がっていくので、試算すると10年間の税額の合計は3億4,600万円になるんですね。まずこの試算で間違いはないかどうか、一般論としてね。これ、10年間でいくと3億4,600万円、これは間違いはないかどうか。ただですね、こんなん言うまでもないと思いますけれども、税収がこんだけ増えれば地方交付税が当然75%減額になりますから、実増でいうと10年間で8,650万円ということになるんですが、これも間違いはないかどうか、その点どうでしょうか。

それともう1点、これはちょっと税務課というより、担当課、住民生活課に聞きたいんですが、以前この櫛原のメガソーラーの開発の償却資産についてはどれぐらいかかるんだという質問に、住民生活課からは最初は年1億円ぐらいかなと、こういう話でした。その後また5,000万円というような話も出たように思うんですが、ちょっとこの辺はあやふやですけども。担当課として、現在、工事事業者からいえば、あせってあせって始めてるわけですけども、償却資産はどれぐらいになるというふうに考えてるのか、ちょっと住民生活課のほうで、最初そういう話があったのでお聞きします。

以上、再質問にお答えください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。多岐にわたって御質問を頂きましたので、またちょっと漏れや補足がありましたら御指摘を賜れたらと思っております。

まず、協定書前に工事をしてるじゃないかというふうな御指摘でございます。そもそも工事というものに対する考え方が相違してるのかなというふうに考えております。この協定書上、いつの時点が工事か、どの時点が工事の着手かということについては明記もされておられませんので、その部分につきましてはそれぞれの判断になるのかなというふうに考えております。そういう議員の御指摘も踏まえて、私の判断なり、私の見解が駄目なんやと言われればそういうことになってしまうのか分からないんですけど、まず考えておりますのは工事をするための準備的な行為、例えば草を刈る、木を切る、また大きな工事ですので事務所を造るという部分については、基本的に工事着工までに必要な行為ということで、準備行為として認識をしておいたというところでございます。宅造規制なんかでよく言われることなんですけども、宅地造成はどこから始まるんだっていう部分で、まあ一般論なんですけども、基本的にはその土地の形質の変更した時点がやっぱり工事じゃないのか、宅地造成じゃないのかという

ふうな認識を持っておりますので、そういう部分での認識でございます。それが早かったのではないかというふうに御指摘を頂く部分については、そういう御意見ということですので、深く受け止めてさせていただくところでございます。

次に、協定書の部分でございますが、事前に住民の方にお示しをするという部分でございます。ただ、協定内容につきましては、あくまでもこれは町と事業者のそれぞれの立ち位置なり、責務を定めたものでございますので、住民の方にはちょっと周知できなかったという部分についても承知をしてございます。それがちょっといけなかったのかと言われれば、そこはちょっとうちも対応ができなかったという御指摘があるのであれば、それも一つ反省をせなあかんというふうには考えております。

次に、周辺住民という言葉なんですけども、確かに今要綱のことを、例に出されて言っていたいております。要綱につきましては記載のとおりでございますが、この太陽光発電所がある大字、または自治会というふうな明文化をされておりますので、基本は櫛原自治会というふうなことで理解をしております。ただ、事業者に対しての指示というものでございますが、この間、同じことを申し上げておりますが、この事業についてはここに明記しておる周辺住民等だけではなしに、広く住民の方に周知をするように、また説明会をするようにというふうな指導もしておるところでございます。

次に、ちょっとまた質問がてれこになってしまいました。放置している伐採をした樹木についてでございます。先ほどの答弁で、伐採しておる樹木については、やはり議員御指摘のとおり、災害等の危険もあるということでございましたので、業者には指示をして、一つの安全なところに集める、使う樹木については管理をするようにという指導はしておるところでございますが、造成工事でございますので、切った木の搬入とか搬出につきましては造成工事を行って、仮設の道路を造った上で機械によって搬出をするというふうな手順になるかと思っておりますので、そういうふうな手順を踏んで、ちゃんと移すという説明は受けておるところでございます。

次に、工事全体の指導ということで、こういうふうな住民合意が得られてないと思われるので、工事を中止したらというふうな御質問でございますが、そもそもこの工事自身の許認可につきましては、宅地造成につきましては宅地造成等規制法に基づく認可、また木の伐採等につきましては林地開発に基づく許可ということになってございますので、そこはちょっと町のほうとしても事業を止めるとか止めないとかというふうな権限については持ち合わせておらないというところでございます。

次に、協定書についてのことでございます。協定書について何点か、御指摘を賜ったところでございます。少し抽象的ではというふうな御指摘もございましたが、何分多岐にわたる内容でございますので、一定工事によってどういうふうなことがということで、個々の想定というのがなかなかしづらいところもございましたので、それぞれのことに對して包含的に対応できるようにということで、この協定書を作ったような次第でございます。事業者としましては、やはり第一に自社の自分ところの工事の保全管理というのが一番大事なことでございますので、そこを徹底して安全管理に努めるということは、第6条であるとか第8条のところ記載をさせていただいておるところでございますので、そこを十分に履行をするというふうなところでございます。

それとあと、それぞれの協定書に名を連ねておる関係機関の権限の部分でございますが、基本的にはやはり我々平群町は協定という形で結んでおり、また協力業者についても、このように捺印をした上で担保を取ることによって協定書のほうを作成しております。ただ、直接的な平群町との権利関係、契約関係という部分になりましたら、それぞれ業者的にはないところもございます。特に丙、丁の業者につきましては、平群町とは特に何か指導を受ける、受けないの関係というのはございません。これはあくまで元請である協栄ソーラーとそれぞれの業者との契約関係において、それぞれの権限なり、それぞれの義務というのが明文化されるわけでございますので、そこはちょっと町としてもなかなか指導できない範囲なんですけども、そこは元請である協栄ソーラーのほうにしっかり指導していくというふうなところでございます。

それとあと、水質検査でございます。御指摘のとおり水質検査ということでございますが、まだ現在、答えといたしましては事前調査というところでの水質検査の指導はしておりませんので、今後、本格的な造成工事が入って、土が動くということになりましたら、それが水質の汚濁等につながるということは十分承知しておりますので、そこはその時点で対応してまいるところでございます。

次になんですけども、税収の部分でございます。ちょっと記憶の話で大変恐縮なんですけど、私は税収のことについては、ここで御答弁申し上げた記憶があまりないので、いつの時点かというのがちょっと定かではございません。そもそも償却資産税につきましては、どの程度になるものかというのはちょっと私はここは本当に畑違いのところでございますので、どれぐらいの試算になるかという数字については、住民生活課のほうでは持ち合わせてないというところでございます。

以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

警察協議の内容で、先ほど私は道路使用許可の申請には自治会の同意書や工事図面、交通規制図を添付するという指示があったと、こう述べました。道路使用許可、道路交通法第77条、西和警察署長の許可の件でございます。ですので、道路占用ではございませんので、まあそういうことです。

○議 長

税務課長。

○税務課長

税収に関する御質問でございます。山口議員の試算ということについてでございますが、まず償却資産の課税標準額が一つの仮定で40億円だとしますとですね、あくまでも課税の計算ではございますが、議員お述べのような、そのようなことになるのかなというふうに思います。一方、土地につきましてはですね、地域によりまして税額が異なるため試算はできませんが、地目が変わると思われるため税額が大きく増加するよう思われます。

続きまして、地方交付税については税収が増えれば基準財政収入額に算入されますので、増額分の75%が地方交付税において影響を受ける形となります。以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

長くなったらひんしゆくをかうので、大きく話しをしますけどね、まず要するに、平群町の指導要綱を守ってない。いや、今は準備期間でまだ工事じゃないんだって、こう言うけども、重機が入って木をなぎ倒してよ、土地を変えてないって言うたって、木がなくなったらそれで形状が変わってるじゃないですか。それで工事じゃない、着工前だって言うんですか。そんなん住民的には納得できないでしょう。詭弁っていうんじゃないですか、そういうのは。

傍聴席からの声あり

○議 長

傍聴席は静かにしてください。

○7 番

だからね、本当にそれでいいんですか。ほんで、谷川の木は今は撤去してる

らしいです、県が指導して。一部せき止めるなんかにするとか言ってるらしいけども、でも、最初は何も言わなかったら、もうそのままほったらかしじゃないですか。そのような業者ですよ。

ほんで、協定書で担保できるかどうか、誰が読んだって、この協定書で担保できるなんて思わないでしょう。あれだけはっきりと町長も副町長も、副町長は何て言いました、一番被害を受けるのは平群町の広域農道や、だから平群町としてもきちっとした担保を取らないといけないと、まあそのとおりですよ。広域農道が潰れたら、今度は下流域に行くわけじゃないですか。水がどっと出れば櫛原川だってどうなるか分からないじゃないですか。今日は雨量の話はしてないけども。ここ数年前に、生駒山でも200ミリ以上の雨が降ってるじゃないですか。それが降ったときに櫛原川はもつんですか。大和川は大丈夫でしょうって県が言ってるから大丈夫だ。大和川は前も言いましたけど、大和川は大丈夫でも竜田川、櫛原川があふれたら被害が出るわけでしょう。住民に出なくたって道路のあちこちに出るわけでしょう。だから、きっちりした人を、具体的な協定書を結ぶべきということで、幾つかここが具体化がないから具体化しろと言っても、する気がないんですね。町長に聞きます。これで本当に事故や災害が起きたときに、この協定書で事業者の責任も含めて担保が取れるんですね。それだけ答えてください。担保を取れるかどうか。それと大浦課長には、この協定書をもっと充実させる気があるのかないか教えてください。これは町長も含めてですけど。

それから、道路の送電線については、ちょっとさっき言い忘れましたけど、迂回路ね、さっきの答弁はおかしいでしょう。じゃあ、あの遊歩道は車が自由に走っていいの。ばんばん走ってええわけ。普通、遊歩道ってさ、車は走ったらあかんのちゃうの。県はあちこち平群町も遊歩道ができてるけど、軽4ぐらいが入るとこやったらどンドン走ってええわけ。規制がないと言ったよね。ほんで、これは西和警察に確認したら、業者が西和警察へ了承済みと書いてるけど事実かって住民の人が聞いたら、そんなことは許可してないと言ったらしいよ。それは確認してくれたか。ほんでもう一つ、西向の自治会内ルートなんて誰が見たって通られへんやんか。人が歩くのだって危ないようなとこよ。バイクだって本当に怖いよ、あれ、軽4なんか絶対入らへんねんから。井戸議員が乗ってるあの3輪だって入らないよ。3輪じゃないわ4輪か、あの小さい1人乗り用のやつだって。そんなんを堂々と議会に出してきてるんですよ、議長、どう思いますか。議会に堂々とそんなもん、うそ八百を出してきて、そんな事業者じゃないですか、信用できるんですか。そこが聞きたいわ、それを答えてくださいね。

それから、税金についてはね、今課長が言ってくれたけど、そんな40億になるのか30億か。まあ30億がせいぜいやと思うんです。ほしたら、もう町に入ってくる金なんて実質増えるのなんて、10年間で六、七千万ですよ。それを、さも10年で5億増えるって書いた人がいてるんですよ。税金としては入ってくるかもわからんけども、引かれるほうも書かないと、住民に対して不誠実じゃないですか。これは町じゃないけどね。だから、そこんところも含めて、住民、協定書、町と業者の協定書です、分かりますか。でも、町は何のために協定書を作るんですか、さっきも言いましたけど。住民の代わりに作るんでしょう。そこが抜けてるんですよ、答弁には。そこを真面目にきちっと行政として法的にのりついたら許可せざるを得ない、分かります。そんなことは分かった上で、でもどっちを向いて行政をやっているのかということのを毎回言うてるわけですよ、声が大きくなりますけど、だんだん。その辺を三つほど答えてください。

○議長

傍聴人に申し上げます。議場内では不規則発言は禁止されておりますので、御静粛をお願いいたします。なお、議長の命令に従わない場合は、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じることがありますので、念のために申し上げます。住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、協定書に関連する部分でございます。協定書はちゃんと担保できるのかという部分の議論でございますが、そもそもなんですよ、この協定書というのは特に法的にお互いに何か権利義務があつてまかななければならないものであったりとか、まくことが義務づけられておるようなものではございません。あくまでも、町と事業者の間で守るべきこと、やるべきことをお互いに確認をする中身のものでございます。当然、協定の中身でございますので、町の一方的な要望だけ、要求だけでこの協定書というのが成り立つものではないということは、十分御承知を頂いてると思います。ただ、町としても、この協定書を結ぶに当たっては、一定慎重に町が主張すべきこと、またお願いすべきことを含めて網羅したところでございます。そういう意気込みで作ったものでございます。これで担保ができるのかというふうなところでございますが、当然この協定書は平群町の町長の判を押した協定でございます。判を押した書類がちょっと怪しいですとは我々も言えないので、これで担保ができるというふうには我々は認識をしておるところでございます。

次に、この協定書を充実させるというふうな御質問でございます。当然この

協定書に書いておくことについては、お互いに履行するところでございますが、昨今、災害であるとかいろいろな気象条件、気象状況等もございますし、今の世の中何が起こるか分からないというふうなことがございます。当然、そういったことについては、その都度その都度、事業者と協議をしながら定めていくということを、その条文についてはここに書いてあるとおりでございますけども、記載はしておるところでございます。今の時点で予見できないことについて、またこの工事期間中そういう事象が現れたという部分については、当然そこに対応すべくお互い協議を重ねて充実をさせていくというふうなものであるという理解はしておるところでございます。

以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

西向の迂回路の関係でございます。あの迂回路がいいのか悪いのかという、よくはないです。3月2日に本町役場において、町も同席したんですけども、西向自治会役員さんと協栄ソーラーが話し合いを持ちました。そこで、迂回路につきましては、地域交通に見合った迂回路になっていないということで、協栄ソーラーさんが謝罪をされております。今後、地域の実情に合った、地域の意見も反映されたものとなるように、改めて迂回路を示すということになっております。今後、地域の方と協議を持たれるというふう聞いておりますので、報告をさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

あのね、何か勘違いしてるんちゃうかなと思うね。じゃあ、今の答弁やったら、業者に工事をさせるために不十分だけれども協定書を結んだということになるねん。あなたは担保できるというけれど、ほんまに担保できるの、責任取れる、これを読んでほんまにそう思うか。町長、どうなんですか。課長ははっきり担保ができると言った。町長も副町長も、これで担保できるんですね。平群町が被害を受けたり、住民が被害を受けたり、これで担保できるんですね。ほんで、協定書はあくまで事業者と町の話で、何か今の答弁やったら、守る必要もなく、作る必要もないみたいな言い方してるじゃない。単なる約束事で、法的あれは何もないと。そうかもしれんけども、命がかかった問題で、ほしたら9月議会や12月議会できちっと担保を取るって言ったのは一体何なんですか。だから、どっちを向いて仕事してるんだって言うてるわけですよ、この間

題に限ってですよ。そんないいかげんな答弁、もう今の課長の答弁やったら、要するに協栄ソーラーが工事を急いでるから、本当なら向こうがうんと言わないから、もちろん協定にはならない。でも、もっと時間をかけて話し合えばいいじゃないですか。町の素案を、だから見せていただきたいぐらいですよ。素案はもっと住民の命や暮らし、財産を守るための担保を取る内容だったのかどうか。見せられない中身ということですか。出来上がってきたものは住民に周知もせず、まあ議員には配ってくれましたけど。その前から工事が始まっている、何ぼ着工してないたって、あんなに着工してるんですよ、詭弁です。これ以上言たって平行線でしょうけど。

だから、町長に聞きますけど、これで担保を取れるんですね。課長ははっきり言いました。町長が言ってください、町長が判を押してるんですから。副町長はあかんよ。町長、あなたが判を押してるんですから。それで絶対担保が取れるんですね。

○議 長

副町長。

○副町長

協定書の関係で、私も以前に議会のほうで実効性の担保は取らせていただくという、そういった答弁をさせていただいてます。もちろんこれは何かあったら町が責任を負わなければならないという、このことがございます。議員御指摘ありましたけども、もしその情報の中で不足があれば、情報の追加というのは、これは相手方のほうの協力もありますけども、そういうことはもちろん視野に入れて考えていく必要があるかと思えます。ただ、この協定を締結するに際しましては、法律の専門家、特に平群町の顧問弁護士には確認してもらって、これで担保を取れるという、そういったことも確認をさせてもらっているということでございますので、そのことは申し上げておきます。

それと、いかに内容的に町の担当者がこの内容に対して日々、業者とやり取りをして、常にチェックをするということで、そのことが重要じゃないかなというふうに思っています。このことも継続して行っていくということも申し上げておきます。

○議 長

町長。

○町 長

それでは山口議員の質問に答えさせていただきます。まず、この協定書につきましては、必ず業者に対して尊重するように、必ず履行するように、これは強く求めていきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

いや、そんなこと聞いてないよ。協定書に書いてあることは守るさ、こんなん全然業者にとっては何の痛くもかゆくもないよ、はっきり言うけど。だって、保険も何も書いてないのよ、これ、業者が住民に説明してる保険のことも書いてない。ほんで、国が求めている積み立てることも書いてないでしょう。普通、そこまで細かく書くべきよ。特に災害が起きたときに避難をどうするかというのは、あそこは2人しか人がいてないというのよ、出来上がってからやったら。これは工事中と言ってるけど、工事中は何人かいてるか分からへん。夜なんかは誰もいないじゃない、工事中だったら、誰が見んのよ。この後、調整池とかを造って、そんなんがあふれてきたら誰がそれをチェックするのよ。ほんで役場へ連絡したら、役場から全部すぐ消防へ行くんですか。それまでに土砂崩れが起こったらどうするんですか。監視カメラとかどうなってるのかとか、日常から監視カメラを置いてチェックしてるのか、そんなことも書かなあかんでしょう、工事中だったら。川の水が一気にあふれてるとかそんなんが分かれば、そんなことはできるじゃないですか、監視カメラぐらい大した金額ではないでしょう、業者にとっては。100億の事業もしようというなら。そういうことも一切ないんですよ。誰が見たって、どこも担保ないじゃないですか、これじゃあ。

今の町長の答弁だって、全然質問に答えてない。これで担保を取れるのか。あなたたちは工事中の協定だと言ってる、出来上がってから、また協定を管理業者も含めてやると言ってるから、それは一步譲っていいとしても、本当なら管理が始まってからのこと、そして、20年か二十何年かが終わった後のこと、そこまで、最初の協定にはある程度は書いてますけども。そこも含めて想定できないことはないんですって、今は、あちこち起こってる災害を見れば。だから、さっき言ったように、業者に工事させるための協定かというんですよ、これ。だから、急いだんですかと言うんですよ。もっと時間をかけてやったらいいじゃないですか、町の言い分をもっと住民の声を聞いて通したらいいじゃないですか。向こうだって、保険やそんなことをやると言ってる、それも書いてないんですよ。向こうが言ってることも書いてないんだ。事業者が住民団体からの質問に答えた文章のほうがもうちょっとましですよ、災害については。見ましたか、それ。事業者と住民との間のことですから町が知らないのかもわかんないけども。それよりもぬるい協定になってるんですよ。町は事業者になめられてるんですか、これは、言葉は悪いけど、そうとしか思えないわ。もうこれ

以上言っても一緒ですから言いませんけども、こんな協定書では絶対駄目ですよ。すぐにもう1回、住民の命と暮らし、財産を守るという立場で、もっと緻密な中身にしてください。町長、こんなん担保は取れませんよ。だから、町長も担保を取ると言われへん。課長もよう言ったね、無責任や。もうこれ以上言いませんけども、そこんところはこの協定書じゃ絶対駄目ですよ。

ほんで、業者は送電線の問題ではあまりにもうそ偽りがあり過ぎる。そんなと信用できなくなるやん。この協定書だって守ってくれるかどうか、もうそういうふうになってきて分かんないわ、そら。そんな業者を相手にもっと緻密にしないと、余計逃げられますよ。だから、さっきの総合商社の東京産業なんかもですね、きちっと補償に名前を連ねるように、条文の中でも名前を連ねるように、最低限それだけでもしないと駄目でしょう、急いで。そういうふうに思いますよ、もうこれ以上同じこと言ってもあれですから。

いずれにしても、町のこの協定書の内容というのは、この間の議論の到達としてはあまりにもお粗末です。誰が見てもらっても分かると思います。これで十分だというふうに思ってるのは、交渉してて相手があるからと言うから、相手に押し切られたのかもしれないけども、あまりにも住民に対して私は不誠実な態度やというふうに思いますので、そのことは指摘しておきます。

そして、町長は最後までこれで担保を取れるとはおっしゃらなかったんで、町長の名前で判を押してるんですから、町長のほうもしっかりと担当者任せにせず、協栄ソーラーなり、一番のパシフィックソーラーなり、もう一つあるか、東京産業、そういうところときちっと話合いをしていただくことをお願いしておきます。これは工事は2年以上、3年近くかかるらしいですから、まだまだどうなるか分からないので、引き続きいろんな立場でいろんなところで取り上げることになると思いますけれども、もうこれ以上聞いても同じ答えになるんではないですけども、そういうことだということをしっかり頭に入れて、今後、住民の立場でやっていただくことをお願いして、この件については結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員御質問の2項目め、コロナ禍で生活苦に陥った住民に独自支援をについてお答えいたします。

まず、御質問の1点目です。

緊急小口融資資金の貸付けは72件、令和3年2月末現在でございます。そして、総合支援資金の貸付けは66件、こちらも令和3年2月末現在ござい

ます。また、税の徴収猶予の申請件数は37件となっております。

次に、2点目ですが、緊急小口融資資金と総合支援資金貸付は無利子、保証人不要の利用しやすい制度であり、また貸付け申請受付期間も令和3年3月末まで延長され、両資金合わせて最大貸付額は200万円に増額されております。制度拡充がなされております。ということで、まずはこちらを利用させていただきたいと考えております。また、税の納税猶予については、現時点で猶予後の納期まで日にちがあることから、コロナ関連施策の動向などを注視している状況であります。

なお、住民の困窮状況を把握するための専用相談窓口、電話設置の件ですが、現在も相談があれば各課において丁寧に対応しておりまして、引き続き同様に対応してまいります。

続いて、3点目の町独自の町内医療機関に対しての支援金の創設についてであります。

第3次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策において、感染防止拡大やポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に向け、地方公共団体による地域の実情に応じた効果的、効率的できめ細やかな取組を支援するものとして拡充されたものでございます。本町への第3次交付限度額は1億1,261万1,000円であり、町独自のコロナ感染症対策を実施してまいります。現時点で、どのような事業を実施していくかについては検討段階であります。地域の実情に応じた町独自の対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

最後の第3次の限度額、私は2月3日に県の資料としてもらったんやけど、ちょっと数字が違うんやけど、1億1,696万1,000円というのが正確なんですか。それをちょっともう1回確認してください。

それからね、私は事前に社会福祉協議会から聞いてる数字でいうと、緊急小口資金と総合支援資金の利用状況、これはダブったり、複数借りたりするから、実際に何世帯かというのを聞いたら、全部で36世帯ということなんですよ。この辺は大事なんですよ。ほんで、何回ももちろん借りてはるという、それだけ大変な状況になってるということなんですよけれども。徴収猶予については、今おっしゃったように、37件というのは税務課から聞きました。金額も23

5万2,000円という金額です。大都市に比べて、もちろん平群町の場合、そんなにむちゃくちゃ多いという数ではないと思うんですけども、それでもそれだけの人たちが、この間、緊急小口と総合支援については、また国は3月末よりまた延ばすという方向ですから、まだまだこれは続くんですけどね。最後は、場合によっては返さんでもええ状況に、貸付けですけども、返済なしということもあり得るらしいんで、本当に困ってる人たちにとっては助かる制度だなというふうに思ってます。

それから、昨日の新聞に載りましたよね。僕は毎日新聞ですけども、毎日新聞に、所得が少ない子育て世帯を対象に18歳までの子ども1人当たり5万円、これは前も1回あって、第2子は3万円になってたんですが、今度は全員に5万円、2人やったら10万円と、こうなるわけですけども、緊急支援策を政府が発表したと。これは国がやるんですけどもね。それと、もう一つは独り親世帯向けに月額4万円の住宅の無利子貸付け制度の創設、これは新たに。だから、独り親世帯の場合、月額4万円の、これは貸付けですよ、無利子貸付けを行うと、こういうのがあって。

それともう一つはね、これは国の制度として、臨時休校で仕事を休めない保護者への休業補償について、これまでは企業が申請しないと受けられなかったのが、保護者が直接申請できるようになるという新たな措置を取るということで、だから過去に、もう1年前の話ですけども、2月の終わり頃からでしたっけ、3月に入ってからか。3、4、5ぐらい学校がずっと休校やったときに、子どもがもちろん学校へ行けないから親も仕事へ行けないということで、そういう人たちは申請できる。こういう新たな、国もやらざるを得んような状況に、私どもは早くからそういうことは言ってたわけですけども。

それでね、こういう人たちに対して、一つは町独自にこの1億1,600万という金額ですか、それを使ってですね、全部使えということじゃないですよ、それを活用してやってほしいと。このほかにも、例えばこれは非課税世帯ということになってますから、その辺で平群町の場合はどうなのか。だから、私はある程度アンケートなり、また町のいろんな制度の中でつかんでいる話、特に福祉子ども課のほうだと思いますけども、つかんでいるのがあればね、そういうところに、この3次の分については幾ばくかですね、国がやるやつに上乗せをすとか、独自にそういう困ってるところに給付金を出すとかいうことをやってほしいと。

それともう一つは、医療機関ね。これは全国あちこちの自治体でやってるとこは多くなってますから、今答弁は検討すると言った、検討もしないの、これは。それ、まだ何も検討してないということやね。これもね、前もちょっと言

いましたけど、鳥取県の岩美町、ここは岩井温泉で有名なところですけども、浜坂の隣です。ここが早くから医療機関に全部、平群町でも結構お医者さんも歯医者さんも、もちろん介護施設もありますから、そういうところに町として御苦労さまというような形も含めてね、私はやるべきだというふうに思うんで、これはもう5月の臨時議会ぐらいで補正をつくるという話なんで、この議会が終わってから手をつけられるんでしょうけども。やっぱり困ってる人たちに、きちっとそういう支援ができるようにしていただきたいということで、これをせい、あれをせいとは言いませんが、こういうところに行くようにしていただくことを強くお願いしておきます。これについては、これからなんで、今はあれやる、これやるとはもちろん言えないと思うんで結構ですけども、それも頭に入れていただくことをお願いして、この件は結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは続きまして、山口議員御質問の3項目めの1点目、住みやすさの町外への情報発信強化の具体策についてお答えいたします。

住みやすさ、住み心地という点では、町が実施した住民意識調査、第5次総合計画の策定時で、平成23年10月から11月、また人口ビジョンの策定時ということで、平成27年7月から8月では、約7割の方が平群町に住み続けたいと考えており、今後も緑豊かで自然と調和が取れ、住環境がよく、安心して暮らせる快適な町を望んでいるとの結果になっています。また、民間不動産会社が2020年に行った居住満足度調査では、平群町は奈良県内で第9位にランキングされました。トップテンにランクインした自治体は、いずれも北西部に位置し、大阪や京都にアクセスしやすく、ベッドタウンという性格を持つ町とのことでした。

そこで、平群町の住みやすさの町外への情報発信の件ですが、自然豊かな中にも近隣部への交通アクセスがよく、地価・居住費も安価に抑えられるという町の強みを生かし、現在、平群町が取り組んでいる子育て支援と教育の充実、これは二つのこども園の開園や子育て支援センターの設置、町内3小学校での学童保育所の運営、小中学校の普通教室・特別支援教室のエアコン100%設置やオンライン学習の充実、また高校3年生までの医療費無料化などをよりPRしていきたいと考えております。情報発信については、リニューアルにより情報検索が容易になるホームページやフェイスブック、ツイッターに加え、新たに導入するLINEなど多くの媒体を活用することで、より多くの方へ分かりやすく、スピーディーな情報発信に心がけ、情報の更新が単発的にならない

よう頻度を上げて、持続的に新しい情報発信が必要と考えております。いずれにしましても、少子・高齢化による人口減少時代の都市間競争が進む中ではありますが、住んでみたい町と選ばれる自治体を目指してまいります。

続いて、ちょっと政策推進のほうからですが、2点目で広告ビラへのQRコードの掲載の件で質問を頂いております。空き家の件も含めた情報発信の観点から、政策推進のほうから答弁させていただきます。不動産販売会社等への広告につきましては、町のホームページ内の各サイトにつながるQRコードの掲載について協力依頼してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

③空き家の所有者へのアンケートについてお答えをします。

現在、空き家バンクの登録物件は7件で、最近1件成約済み、1件交渉中です。空き家バンクの掲載内容を充実させたことにより、他府県からの閲覧件数、アクセス数の増加や電話の問合せも増えています。しかし、登録物件が少ないため、成約件数が伸びない状況です。これを改善するため、平成26年に調査した約500件の空き家の現況、管理状況を改めて調査しデータベース化する最中で、対象者に空き家バンク登録案内を送付し、物件登録を増やす計画です。議員提案のアンケート調査も一緒に送付することが可能と考えます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

久々に私の質問にまともに答えてくれたと思うんですけど、ちょっと嫌事を言いますが、一つ先に。県内で第9位にランクインした住みやすさ調査やね、これは喜ぶべきことと違うと思うよ。何でかという、大阪へのアクセスで、北から順番に言うと生駒、平群、三郷、王寺、香芝、これにくっついて斑鳩、大和郡山、もちろん奈良市、大和高田、この辺り、御所も含めて、これは全部通えますよね。だから、奈良県の自治体から1時間以内で通えるところというたら、20ぐらいしかないんじゃないですかね、39市町村で。吉野とかは別にしてね。吉野でも大淀の辺りはようけ住んでありますけど。だから9位ってそんなに高くないんですよ。王寺町がこの間、関西で1位に何回かなったり、そんなんでニュースを見ますけども。いや、別に毎年それを競争せいということじゃないんですが、住みやすさは僕は住みやすいと思うんですよ。ただ、

発信力が弱いということで、今度の緊急財政健全化計画でも発信していくということでしょう。もちろんメガソーラーのことでは、もう腹が立ってしゃあないけども、いろんなことをやってるといのももちろん事実ですし、やってることをきちっと発信していく。

空き家が今、都市建設のほうから答弁ありましたけど、500件調査、前に1回調査したら600件から700件という話でしたから、人口は1万八千四百で、家の世帯数が8,000を超えてますけど、家の数でいうたらもっと少ないと思うんですけど。七千何ぼで、700って1割近くも空き家になってるわけですよ。それも、まだ住めるような家もいっぱいあるわけですよ。今回、条例をつくった、今にも倒壊するようなどこよりも、ちょっと手を入れれば住めるところがいっぱいある。私の隣も、京都の宇治市の方が買われて今リフォーム中で今日も業者が来てましたけど。そういうふうなことが大事。だから、私はQRコードをカメラで撮れば、すぐに平群町の子育ては子育てと、高齢者は高齢者が住みやすいとかそういうサイトをということで、今検討するということやったけ、やるん。そういうのをすぐ見てもらえるように、そういう判断材料を与えて、平群町のよさをしっかり言ってもらおうと。そのためのQRコードなんで、これはぜひ実現していただきたい。

ほんで、空き家のアンケートもやるということなんで、これもアンケートを取って「売りますか」「貸しますか」とかいうことをしっかり。ほんで、町の空き家何とかだけじゃなくて、こっちについては町内の不動産屋さんが3軒でしたっけ、4軒でしたっけ、あるわけやから、そこも提携して。だって、最初に平群で家を探しに来た人は、僕にも頼まれたら、不動産屋さんへ連れて行って、こういう条件でないですかと問合せするわけですよ。だから、そういうふうにマッチすれば来てもらえるわけだから、そこは行政として、何も不動産屋の手伝いじゃないんやけども、町の空き家のあれだけじゃなくて、そういう不動産屋さんが抱えてる物件もいっぱいあるわけですから、やってほしいと。この二つだけについてもう1回、さっきちょっと聞き漏らしたけど、QRコードは相手があることですから当然交渉しないと駄目なんですけど、それは積極的に町としてはそういう申入れをしていくということなのかどうか、その点だけもう1回。アンケートはすると言ってるんで、アンケートについてはそれをそういう不動産業者と何らかのリンクをして積極的に取り組むのかどうか、その1点ずつだけ。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

QRコードの件について、再度、御説明申し上げます。先ほどQRコードの件については、不動産会社が作成するチラシ等に掲載していただくように協力依頼すると、そのようにお伝え申し上げました。ほんで、不動産会社のチラシに平群町の空き家が載った場合にですね、QRコードということで、例えば町のホームページの中にいろんなサイトがありますけども、子育てのほうに飛ぶQRコード、また高齢福祉のほうに飛ぶQRコード、そういったものをいろいろ検討しながら事業者のほうに掲載の協力依頼をしていくと、そういうことでございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

町内の不動産業者との連携というのは、他の議員さんからも指摘を受けているところがございます、今検討しているところです。そういったところで、ちょっとしばらくはお時間を頂きたいんですけども、他の市町村も一度視察も行ってるところでございます、その辺は十分検討していきたいと、このように考えております。

○議長

山口君。

○7番

ありがとうございます。最後の点についてはね、少しでも平群町の活性化につながるというふうに思いますので、まあ相手のあることなので、すぐできるかどうかは別にして、そういうちょっとした工夫であまりお金を使わなくてもできることというのもいろいろあると思いますので、今後ももちろん職員の皆さんからもアイデアを募っておられると思いますけれども、しっかりその点をやっていただくことをお願いして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

3時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時59分)

再 開 (午後 3時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号2番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

○2番

発言番号10番、議席番号2番、長良俊一でございます。議長の許可を得ましたので、これから三つにわたり質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

一番最初に、令和3年度の平群町内の学校運営についてです。

令和2年はコロナウイルス感染症の対応で、学校教育の現場では様々な対応を余儀なくされた1年と感じています。本当に現場を預かる方々の御苦労に感謝を申し上げます。まだまだ終息に向い安堵する日が見えてこないことが、実情と感じております。また、今年度の卒業式、次年度の入学式なども感染防止対策の観点から開催の時間の短縮、規模を縮小しての式典を開催することを町の校園長会で決定するなど、以前の形式になかなか戻れない状況が続いております。今後、本町の教育現場が充実し、他の市町村の模範となり、平群町で子育てをしていくことが安心安全と考えていただけるようにとの観点から、質問をさせていただきます。

令和時代の日本型学校教育は、1番、GIGAスクール構想、2番、1人1台の端末、3番、小学校教科担任制、4番、中学校新学習指導要領が全面実施、5番、先生方の学校の働き方改革など、たくさんのテーマが散在していると考えます。本町では令和2年度については、授業時間の確保などの観点から夏休み休暇の短縮を余儀なくされました。今後カリキュラムを守りながら、少しでも平準化する流れを模索できないかをお答えください。

次に、1人1台の端末を子どもたちがどのように活用しているのかをお聞かせください。

また、小学校の教科担任制をするに当たり、働き方改革を主眼に置き、どのように進めていくことがよい方策と考えているのか、お聞かせください。

続いて2番です。地籍調査事業についてです。

平群町は奈良県北西部に位置し、山々に囲まれた自然豊かな町と感じています。また、歴史深く、観光資源に恵まれた町と誇れるものが多く点在しています。今回、私の一般質問は、地籍調査事業を進めることにより、様々な地域の発展につながるのではないかとという観点からの質問です。現状では、地籍調査を実施できていない地域については、土地の位置や面積が正確でない図面が使われることとなります。問題点として、土地の売買や相続などをきっかけに隣人との間で境界争いが発生する場合があります、土地取引や相続に支障が生じるこ

とがあります。ほかにも水道、道路などのインフラを整備する公共事業において、境界確認や用地取得に多大な期間と費用を要する場合があります、その進捗に支障が生じることがあります。また、地震、土砂崩れ、水害などの災害により地形形状が変わってしまった場合、正確に復元することができないため、迅速な復旧作業に支障が生じることになってしまいます。調査が進まない原因は様々ですが、本町の状況をお聞かせください。

次いで、最後3番目、令和3年度における町行政についてです。

最後に、令和3年度の予算計上並びに本年度の施政方針についてお伺いさせていただきます。令和2年度から続いているコロナウイルス感染症対策を考慮し、平群町にお住まいの方々や働いておられる方々の環境改善を根底に予算配分を考え、限られた予算の中で工夫の糸口がうかがえます。本町において財政緊迫状態が続き、全員協議会などを開催し打開策を提案していただいています。近年の社会体制を鑑みて、根本を見詰め直す時期が来たように思えてなりません。すなわち「ワンチーム」です。今後、予算を執行していくのですが、そこに必要以上の予算が見つければ、予算執行を停止し再構築する用意はありますか。機構改革を手がけることにより、スムーズに各事業を進めることができ、御満足していただけるような体制づくりになりますか。町行政体制を整えるためには、各部局の垣根を取り払い、健全化計画を「ワンチーム」で進め、平群町に住んでおられる方々に満足していただけることが必要と考えます。次年度以降の対応についてお答えください。

本日、最後の質問になります。9名の方の最後ですので、大分お疲れと思えますけども、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の1項目めの令和3年度の平群町内の学校運営についてお答えをいたします。

1点目のカリキュラムを守りながら、少しでも平準化する流れは模索できないかとの御質問にお答えいたします。

令和2年度におきましては、新学期当初から2か月の臨時休業と夏休みの短縮という臨時の教育課程を編成し実施してまいりました。令和3年度の各小中学校の教育課程の編成につきましては、本年3月10日開催の定例教育委員会議で承認を受けたところでございますが、基本的には新学習指導要領に基づき、児童・生徒の学びをしっかりと確保しながらも、教員の負担とならないように配慮した内容となっていると考えております。議員お尋ねの平準化という意味で

は、季節によっては行事などで多忙な時期もありますけれども、年間を通じまして見てみますと、おおむね平準化されていると考えております。

2点目の1人1台端末を子どもたちがどのように活用しているかのお尋ねでございますが、現在、中学校3年生と小学校6年生に端末を配布しております。小学校では、教材コンテンツが豊富に掲載された「NHK for School」というサイトを視聴し、より視覚的に理解度が高まるような活用、またスライドやパワーポイントを使った発表、郷土学習として『信貴山縁起絵巻』の調べ学習に活用したり、修学旅行の事前学習や旅行の記録に活用している学校もございます。また、12月には、奈良県独自の小学校6学年学習状況到達度調査を端末を使用して実施するなど様々な活用をしてくれています。中学校では授業での活用に加え、中学校3年生は進路の調べ学習に活用し、コロナ禍で受験の出願がウェブ活用での高校もあり、生徒自らが自分たちの進路を切り開く一助となったと報告も受けております。

3点目の小学校の教科担任制について、働き方改革に主眼を置き、どのように進めていくことがよい方策と考えているのかのお尋ねでございますが、文部科学省は、令和4年度から小学校の高学年で教科担任制の導入の方針を示しています。現在、多くの小学校では、1人の教員がほとんどの教科を指導する学級担任制が主流となっておりますが、小学校高学年の教科担任制は外国語、理科、算数を対象とする案で検討をされています。教科担任制の導入に関しては、1人の教科担任の教員が複数で専門教科を教えることで、授業での学習効果が上がるとともに授業数が減り、教員の業務負担が軽減できると言われています。また、複数の教員が児童に関わることができ、個に応じた対応が可能となることも期待できます。ただ、最大の課題、問題点は教員志望者が減少していることで、現在の学級担任制でも充足していないのが現状でございます。いずれにいたしましても、今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良君。

○2番

御答弁ありがとうございます。毎回の議会で、子どもの学習をいつも僕は一般質問でさせてもらってるんですけども、今回3月議会において、新しくあと3年、教育長には御努力いただく承認を得ました。僕は教育長に最後に一つだけお伺いしたいんですけども、このGIGAスクール構想並びに5番までの働き方改革、なぜ僕がこうやって質問させていただいたかというのは、教育長が学校の先生になって子どもたちと一緒に汗をかいた時期、今、管理職とな

って先生方は子どもたちを見て、今の時世に合った形を平群町に何とかしてつくってあげてくれないかなという観点から、いつも教育をお願いしている質問なんです。去年の夏休みが短くなってしまった。でも、給食センターは給食を作ってくれた。いろんな臨機応変を平群町の職員の方々は一生懸命やってくさっています。人を呼び込み、人を使い、感謝し、ここの町に住んでみたいと思える教育システムを構築するためには、年次年次の予算計上だけでは、これから立ち行きできないと。逆に言うと、リアルタイムに3月、6月、9月、12月の定例議会の中で、新しい取組のためにこんな予算をつけてみたんやと言ってもらえるほうが、町にとって躍動感が出て人を呼び込む新しいパワーポイントになるんじゃないかなと、そういう観点から、今回教育についてはこの内容にさせていただきました。どうか、教育長、一つだけお答え願えますでしょうか。今回、僕の質問に対して、いろんな形でいろんな提案をどんどんして行って、皆さんと活気ある教育行政づくりをやっていきたいんやというふうに答えていただきたいと思いますと思ひまして、申し訳ないけど、答弁よろしく願いいたします。

○議長

教育長。

○教育長

それでは、ただいまの御質問ですけども、5点ですね、GIGAスクールから働き方改革までについて、網羅した答弁をということでございます。

小学校では昨年度、中学校では本年度、学習指導要領が改訂されました。この学習指導要領は、2030年までの子どもたちの学びを保障していくものでございます。これからの10年といいますのは、本当に学校にとどまることなく、情報化、それからグローバル化の加速度的進展がございまして。また、人工知能の飛躍的な進化、こういうようなことも言われております。今後、学校も社会も本当にどのように変化していくか分からないというふうな時代に入っていく、このようなふうに私は思っております。

今、国のほうでは、経済産業省が中心になってたと思うんですけども、2018年度から未来の学校のあるべき姿ということで研究が始まっております。私どももこれを注視しながら、平群町におきましても、子どもたちの学びをアクティブラーニングと言われてます主体的、対話的で深い学びというものを目指しながら取り組んでまいりたい、このように思っております。

このたび平群では、GIGAスクール構想の実現ということで、多額の予算をつけていただきました。1人1台の端末も実現しておりますので、今後はエドテックと言われてますけれども、エデュケーションとテクノロジーの効率的な

組合せによりまして、アクティブラーニングの実現に取り組んでいきたい、そして個別最適化の学びに向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。また、エドテックと校務支援システムを活用しながら、先生方の働き方改革を進めてまいりたい。そして、結果的には先生方が働き方満足につながるようなことになっていけばいいかなど、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

長良君。

○2番

教育長、どうもありがとうございました。今回3月予算の中にね、僕は今年、中学3年生の娘の卒業式に出席し親として座らせてもらいました。学校の各担任の先生が1人ずつ送っていく子どもたちの名前を読み上げてきて、「はい」「はい」と大きな声で証書を1人ずつもらってる中で、時々、残念ながら卒業式に出られない子どももいてました。どのクラスにも数名ずつ。先生方も一生懸命やってるのに、また、よそさんでもお迎えに行ったり、子どもたちのために世話してくれる担当の方々がいるのに、義務教育の中で残念やなと思いました。平群町の行政に携わる方々は一生懸命やってるのを、僕は自分なりに感じてます。どうか教育部門においても、行政部門においても、縦か横かじゃなしに、より一層進化した形で、よその市町村に注目されるような教育行政を、申し訳ないですけども、心がけてやってください。どうぞよろしくお願いします。教育の質問については、これで結構です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、二つ目の本町の地籍調査事業の状況についてお答えいたします。本町の地籍調査事業の状況としましては、昭和46年から段階的に実施しており、令和元年度時点で81.1%、約19.4平方キロメートルの区域の調査が完了してる状況であります。しかしながら、そのうち5平方キロメートルが未認証となっております。令和元年度末の奈良県全体の進捗率は12.6%であり、平群町は県内では第3位の高い進捗率となっております。しかし、現在に至るまで調査にはかなりの年数が経過しております。町全体の約半分が山林であることから、公図と現地の状況が異なる、いわゆる地図混乱地域が多いことや、昔のように管理されることがなくなったことで、地主も自分の所有する山林の境界が把握できていないというようなことが調査の進まなかった要因の一つであると考えております。

過去をちょっと振り返りますと、昭和４６年に着手して平成１６年まで事業を継続しておりましたが、平成１７年から平成２４年にかけては事業を休止しております。この件に関しまして、他の議員から休止の理由を一般質問で問われまして、事業再開を促されるということがございました。これを受けまして、平成２５年からは事業をまた再開しまして、令和元年度まで地籍調査事業をやっております。

未実施箇所としましては、東山間の白石畑と平等寺、下垣内、三里、上庄の一部となっており、調査範囲の多くは山林が占めている地域となっております。計画では、これらの区域を令和２年度から令和１１年度において調査を行い、町内全ての事業完了を目指し進める予定でしたが、財政事情により、現時点では一時休止している状況です。地籍調査事業により、土地の所有者、利用関係を明らかにし、地籍の明確化を図ることは、所有者はもとより本町にとっても重要であり、地域の発展にもつながることは十分認識しておるところです。今後、町財政状況を見据えながら、令和６年度に調査を再開し、令和１１年度に調査を完了する予定で、国のほうには計画を報告しておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○ 2 番

御答弁ありがとうございます。僕が今日、今回１０番目ということで、先輩議員の方々も、やはり分筆や地籍が大事だとおっしゃってました。僕もこれから次の世代の人たちに何もかも透明化され、町道や里道、いろんな複雑な平群町の地形の中でね、皆様方にちゃんとお見せして、開示して、分かってもらって、なぜこの時期にこれがあったんかと流れを説明できるためにも、やはり地籍調査というのは歴史が深いものであると思います。どうぞ、今答弁でもありましたように再開し、できるだけ速やかに終わるようにまた努力してください。どうぞよろしくお願ひします。この件はこれで結構です。ありがとうございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

続きまして、御質問の３点目、令和３年度における町行政についてお答え申し上げます。

令和３年度の町政執行は、本会議で提案させていただきました予算案の提案説明のとおり、これまで実施してきた様々な施策を継承しつつも、財政危機か

らの脱却を確実にするための緊縮型予算となっております。町財政は今後も少子・高齢化や新型コロナウイルス感染症による町税収入等の減少が見込まれ、非常に厳しい行政運営を余儀なくされる見通しであり、奈良県の重症警報を受け、これまで以上に財政健全化の取組を推進しなければ、持続可能な行政運営ができなくなることが危惧されます。このような厳しい状況を踏まえて編成した令和3年度予算については、編成段階の赤字予算である未確定財源計上は回避することができました。このことは職員一丸となり、限りある財源で優先順位をつけ、実現できた予算編成であると思っております。今後この予算を基に、令和3年度町政執行を行っていくわけですが、その執行段階においても事業をしっかりと精査した上で計画的な予算執行に努めてまいります。また、今回策定しました緊急財政健全化計画において、様々な経費削減策を検討しております。臨時的な人件費の削減、公債費の平準化、繰上償還、物件費の削減策などあります。このことについても、県と十分に協議を進め実効性のあるものとしてまいります。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

機構改革についての御質問がありましたので、答弁させていただきます。今回、令和3年度からですが、課長制から部長制に機構を改革させていただきます。4月から新たな体制でまちづくりを進めていくところでございます。このことによりまして、住民サービスの向上を目指していくわけですが、事務の迅速化、そして今回の再編が縦割りの弊害をなくし、職員が働きやすいような、横断的な仕事の在り方ということも部長制度の導入に伴い、意識していかなければならないと考えております。いずれにしましても、職員一丸となりまして、満足いただけるような組織になるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長

長良君。

○2番

町行政の4月1日から始まる、この執行は今回自分なりに勉強し、まだ2年目なんですけど、一生懸命数字を練りました。最初の一般質問のときでしたら、この数字、この数字と追いながら、こうやってやってくれてはるんやなと思いました。でも、令和2年度は結局、補正をいろんな組み合わせながら95億まで来ました。今回67億3,000万で数字をまず固めさせていただいて、こうい

う予算審議の3月議会だと思っております。だから、僕は今回「ワンチーム」の町行政が令和3年度における皆さんのチームが縦と横につながって一緒に取り組んでくれる1年、令和3年だと。その中で、生活給の職員の方は大分苦労をかけるんやな、でも、やはり予算組みをすると67億3,000万まで、今回は衆議院議員選挙やいろんなんでお金がかかっているから、こういうふうなどこまで来たんやな、そういう意味で、今回は数字を入れなくて質問させていただきました。どうか、この4月1日から始まる予算執行において、県庁でも平群町は注目されております。やはり平群町の皆さんが協力して、我々議員もいろんなことで、今日も延べ10人がいろんなことを要求しましたけれども、それを実現しながら、活気あるまちづくり、僕も議員として活動しながら、あんな議員じゃ勉強にならないぞ、何言うとなねん、勉強せいといろんなハッパをかけられた。僕も反省せんなんかな、この人の言いはることもごもつともやと思いつつながら自分のポリシーを外すことなく、淡々と生きて評価してもらったらなと思いつつながらも議員活動を一生懸命頑張っているつもりでおります。どうか町行政も、教育部門、行政部門一丸となって、この令和3年度の予算執行が気持ちよく滑り出しますように、最後、町長も御苦労が多いと思いますけど、お言葉を頂いて、今日の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

町長。

○町長

それでは、長良議員の御質問にお答えさせていただきます。

平群町は人口減少、また少子・高齢化が進む中で、税収の減少や社会保障費の増加、また公債費の高止まりということで、将来に向かって持続可能な安定的な自治体運営が求められております。また、社会経済環境の急激な変化に伴い、住民サービスに対応するニーズも高度化しております。住民ニーズに的確に対応し行政サービスを提供するため、持続可能な運営を行うため緊急財政健全化計画を策定しました。その計画を着実に進め、歳出の抑制や歳入確保を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう創意と工夫をもって、この厳しい財政状況を全職員と共有して乗り越えていかなければならないと考えております。

また、機構改革では職員数や事務量のバランスに考慮し、また事務事業の見直しや整理を行い、効率的、効果的な組織体制や人事の配置を目指し、部長制により縦割りではなく、課を横断しての連携がしやすくなるように、組織を横断的に支援することができるように取り組んだわけです。風通しのよい職場を

つくり、いい職場環境をつくっていきたいと思っております。厳しい財政状況ではありますが、将来を展望し、誰もが安心して住み続けられるよう、まちづくりを職員とともに目指してまいります。

以上です。

○議 長

長良君。

○ 2 番

どうもありがとうございました。4月1日から始まる令和3年度は多難だと思えますけれども、どうぞよろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時39分)